第2次学校安全の推進に関する計画

平成 29 年 3 月 24 日

第2次学校安全の推進に関する計画について

 (平成29年3月24日)

 閣 議 決 定

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第3条第2項の規定に基づき、第2次学校安全の推進に関する計画を別添のとおり定める。

第2次学校安全の推進に関する計画

平成 29 年 3 月 24 日

—目次—

	はしめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı
Ι	児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1. 学校安全に関するこれまでの取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2. これまでの取組を踏まえた課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Π	今後の学校安全の推進の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1. 目指すべき姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2. 施策目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 学校安全に関する組織的取組の推進	
	(2)安全に関する教育の充実方策	
	(3)学校の施設及び設備の整備充実	
	(4)学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止	
	(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	
Ш	学校安全を推進するための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1. 学校安全に関する組織的取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1)学校における人的体制の整備	
	(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底	
	(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実	
	2. 安全に関する教育の充実方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	(1)「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進	
	(2)優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実	
	(3)現代的課題への対応	
	3. 学校の施設及び設備の整備充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
	(1)学校施設の安全性の確保のための整備	
	(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実	
	4. 学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止 ・・・・・・・・2	3
	(1)学校における安全点検	
	(2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
	5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 ・・・・・・・2	6
	(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	
	(2)関係機関との連携による安全対策の推進	

はじめに

児童生徒等が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、生きる力を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められる。

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。こうした現状を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設を整備すること、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが不可欠である。

学校における安全教育は、児童生徒等の生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与することも期待される。こうしたことから、中長期的な視点で考えた場合、学校教育において安全に関する指導を行うことは、次代の安全文化を構築するという意義も担っている。

これまで、学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、平成24年に学校安全の推進に関する計画(以下「第1次計画」という。)を策定し、各般の措置を講じてきた。その結果、特に防災教育を中心として安全教育の重要性に関する関係者の認識が高まり、学校における先進的な取組が進展してきている。一方、安全教育に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、いまだ取組が十分とは言えない地域や学校も見られる。また、第1次計画策定以降に安全に関する新たな課題も生じていることや、平成23年3月に発生した東日本大震災から6年が経過し、時間の経過とともに震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することも危惧されている。

第2次学校安全の推進に関する計画は、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな5年間(平成29年度から平成33年度まで)における施策の基本的方向と具体的な方策について明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すことが必要である。

I 児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題

1. 学校安全に関するこれまでの取組

- 〇 学校安全に関する取組は、安全教育と安全管理の2つの側面から、過去に発生した事故や事件、自然災害(以下「事故等」という。)を踏まえて様々な方策が取られてきた。平成21年の学校保健安全法の施行により、学校は、学校安全計画や危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」という。)の策定が義務付けられるとともに、地域の関係機関(警察、消防、防災担当部局等地域の安全に関わる機関)との連携に努めることとされ¹、同法に基づき、学校安全の取組を計画的・組織的に実施するための基本的な仕組みが構築されるとともに、地域との連携・協働も促進されてきた。
- 第1次計画期間中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、自然災害による被害を防ぐために、地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進されてきた。また、教育活動中の事故防止、不審者侵入に対応した危機管理マニュアルや防犯設備の整備や訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進されてきた。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

2. これまでの取組を踏まえた課題

○ 学校管理下²で発生する事故等のデータや犯罪被害、交通事故、自然災害の発生状況を見る

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(危険等発生時対処要領の作成等)

- 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時に おいて当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。 (地域の関係機関等との連携)
- 第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。
- ² 「学校管理下」とは、一般的に教育課程に基づく授業や課外指導等の学校教育活動中を指すものであるが、災害共済給付や「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月31日文部科学省)など、通学・通園中の事故等を「学校管理下」に含めるものもある。なお、通学路の安全確保については、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」(平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知)において、「通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努め」る必要がある旨示されている。

¹ 学校保健安全法

と、以下のように全体として児童生徒等が巻き込まれる事故等は減少しているところであるが、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い状況である。また、児童生徒等の安全に関する課題は、就学前の幼児や小学生だけに限られる問題ではなく、中学生や高校生の年代においても様々な課題が生じていることから、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組を全ての学校種において推進する必要がある。

- ① 日常的な学校管理下における事故等については、平成27年度の災害共済給付の集計によると、負傷・疾病の発生件数は、約108万件³であり、第1次計画期間を含め、近年減少傾向にあるものの、発生率は横ばいの状況が続いている。特に、発生率は、体育や運動部活動が活発になる中学校段階の発生率が最も高く、高等学校段階では近年発生率が増加傾向にある⁴。また、死亡や障害を伴う重篤な事故等の発生件数は、突然死や歯牙障害を中心に過去30年間で大きく減少している⁵。
- ② 児童生徒等の犯罪被害認知件数や学校における刑法犯認知件数は、過去 10 年間で全体として減少傾向であるが、平成 26 年と 28 年には、13 歳未満の児童の略取誘拐事件が 100 件を超えるなど、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす事件は依然として発生している。また、強制わいせつの被害は、高校生段階で増加する⁶といった特徴も明らかとなっている。
- ③ 児童生徒等の交通事故による死者数は近年減少傾向にあるが、なお 114 人(24 時間死者数。 平成 27 年。)に上っていることに加え、通学・通園中の事故は依然として発生している。例 えば、歩行中の交通事故を学年別に見ると、小学 1 年生の事故が突出して多い⁷ことや、自転 車事故については、児童生徒等が加害者となる事案を含め、中学校から高等学校へと学校段 階が上がるにつれて上昇していくといった特徴も明らかとなっている。
- ④ 自然災害については、4つのプレートがひしめき合い、温帯モンスーン地帯にある我が国は、これまでも多くの災害を経験してきた。東日本大震災では、児童生徒等 600 人以上、教職員 40 人以上を含む約2万人の死者・行方不明者。を数えたが、それ以降も、各地で地震や風水害などにより多くの被害が発生している。また、近年は、災害経験が少なかった地域で

³ 独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) による災害共済給付において平成 27 年度に医療費を支給した 災害の発生件数 (保育所を含む)

⁴ これらのデータは、あくまで申請に基づく災害共済給付が行われた件数であり、必ずしも事故等の全てが計上 されているものではないため、学校管理下における事故等の状況については、更なる分析が必要である。

 $^{^{5}}$ 災害共済給付における死亡見舞金給付件数(昭和 60 年度/242 件、平成 27 年度/63 件)、障害見舞金給付件数(昭和 60 年度/1, 345 件、平成 27 年度/431 件)

⁶ 警察庁発表資料(「平成 26、27年の犯罪情勢」(警察庁、平成 28年7月)P93)

⁷ 小学校入学以降の通学は、保護者の同伴がなくなるなど、一人で外出する機会がそれ以前より増加すること や、児童の活動の範囲・環境が大きく変化することなどが要因として考えられる。

⁸ これに加えて、3,000人を超える震災関連死(負傷の悪化等による死亡)が発生している。

も災害が発生し、被害をもたらしている例があることに加え、気候変動に伴う極端な大雨や 台風の大型化による災害も懸念されている。さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一 原子力発電所の事故による原子力災害のため、いまだ多くの児童生徒等が避難生活を強いら れている。

- 学校安全の取組は、東日本大震災の教訓も踏まえながら、第1次計画期間中に強く推進されてきたところであるが、いまだ学校安全に関する方法論や体制等が確立していないことをはじめとして、以下のような様々な課題が存在している。
- ① 安全教育や安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進に関し、地域間・学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていない状況が見られる。特に、全体に占める割合は非常に少ないものの、法律上の義務である学校安全計画及び危機管理マニュアルをいまだ策定していない学校があることは極めて問題である。今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、東日本大震災発生からの時間の経過により震災の記憶が風化し、学校安全に関する取組の優先順位が低下することも危惧されており、全国のどの学校においても組織的に学校安全に取り組むための体制を構築し、学校安全計画等の策定・検証を通じた取組の改善を行うことが必要である。
- ② 学校においては、全ての教職員が児童生徒等の安全教育や安全管理に携わらなければならないにもかかわらず、全ての教職員が十分な知識や意識を備えて学校安全に取り組んでいるとは言い難い状況にある。世代間や都道府県間、沿岸部と内陸部の間など、様々な差が存在することも事実であり、これらの差を解消し、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。
- ③ 安全教育は、学校教育活動全体を通じて系統的・体系的に実施することが求められるが、教育課程の編成、実施、評価、改善の取組や、指導方法の工夫改善の取組には、教員間、学校間の状況に差が見られる。このような取組状況の差を解消し、全国の学校において、質・量の両面で充実した安全教育を実施するためには、引き続き実践研究を積み重ねることなどの取組が必要である。また、教科担任制などの影響により、小学校に比べて、中学校や高等学校における取組が活発ではないとの指摘もあり、幼稚園段階から高等学校段階まで系統的に発展していく安全教育の体系を構築することが求められている。
- ④ 学校施設の安全確保に関しては、これまで構造体の耐震化が進められてきた一方で、老朽 化が深刻化しており、安全面・機能面の不具合も多く発生していることから、老朽化対策が 急務である。また、私立学校については、国公立に比べて構造体の耐震化が大幅に遅れてお り、その早期完了が喫緊の課題である。
- ⑤ 学校では、児童生徒等の安全を確保するため、様々な安全上の課題に応じた危機管理マニ

ュアルの策定や安全点検の実施がなされているが、それらが形骸化してしまうことの危険性 や事故等が発生した後の検証が不十分であることの懸念等が指摘されており、外部の関係機 関等とも連携して、学校安全に関する PDCA サイクルを確立し、対策を着実に実行することが 求められている。また、近年、スマートフォンや SNS の普及など児童生徒等を取り巻く環境 の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されており、第1次計画策定後の社会状況 の変化を踏まえた新たな視点からの取組も必要になっている。

Ⅱ 今後の学校安全の推進の方向性

1. 目指すべき姿

以下の内容を、今後の学校安全の目指すべき姿として掲げ、各種の施策を推進する。

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなく ゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴 う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

2. 施策目標

上記の目指すべき姿を実現するために、以下の事項を主な施策目標⁹として、国、学校設置者、 学校等は、Ⅲに掲げる施策を今後5年間で推進する。

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、全ての学校及び教職員は、日頃から、事故等の未然防止や事故等発生時における対応に関して、適切な対応を組織的に講じられるようにしておくことが必要である。また、学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。

このため、全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

施策目標 1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職 員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。

施策目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。

施策目標3 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画 及び危機管理マニュアルの改善を行う。

施策目標 4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

(2)安全に関する教育の充実方策

児童生徒等が安全に関して主体的に行動する態度を身に付けるためには、学校における安全 教育の質・量の両面での充実が不可欠である。このため、全ての学校において、学校安全計画 に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・

⁹ 国による既存の調査結果等に基づき、各施策目標に掲げられた事項の進捗状況を計る上で参考とすべき情報を 別紙に「参考指標」として掲げている。それぞれの状況をより適切に把握するために、指標の見直し・改善に 努めることが必要である。

対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善により、系統的・体系的 で実践的な安全教育を実施する。

施策目標5 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。

施策目標 6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証 し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)の改善を行う。

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、その安全性を確保することは極めて重要である。加えて、地域のコミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、東日本大震災以降の教訓を踏まえ、耐震化及び防災機能の強化が推進されてきたところであるが、安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

- 施策目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- 施策目標8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

(4) 学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

児童生徒等が安全で安心な環境下で学校生活を送ることを担保するためには、学校管理下における事故等の未然防止や再発防止策の確実な実施が必要である。このため、全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル(PDCA サイクル)として実施する。

- 施策目標9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 施策目標 10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故 対応に関する指針」に基づく調査を行う¹⁰。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

児童生徒等の安全に関する課題については、複雑で多様な要因が関係しているものも多いこ

^{10 「}学校事故対応に関する指針」(平成28年3月31日文部科学省)に基づく調査の対象となるのは、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故(事故発生時点においては治療に要する期間が未確定の場合であっても30日以上となる可能性が高いと学校が判断したもの及び意識不明の事故を含み、治療に要する期間が30日以上かかる場合でも骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により報告の有無を判断する。)とされている。

とから、学校や教職員のみによって学校安全の取組を適切に進めることは困難である。このため、全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、 それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

- 施策目標 11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制 を構築する。
- 施策目標 12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携 体制を構築する。

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(1) 学校における人的体制の整備

<課題・方向性>

- 〇 第 1 次計画では、学校において、学校安全計画の立案・実行の中心となる者を校務分掌において位置付けることの有効性や、教科担任制である中学・高等学校において、総合的な安全教育のコーディネートをする担当者を明確化することの必要性などが提起されており、平成 27 年度末時点では、学校安全計画を策定している学校の内、99.1%の学校において学校安全の中核となる教職員が位置付けられている。
- O 学校設置者によっては、各学校に防災主任を配置し、学校での防災教育や防災管理などの 実践活動に生かしている例がある一方、優れた安全教育・安全管理の取組の多くは、一部の 意欲のある教職員によって担われているという指摘もあり、全国の学校における優れた安全 教育・安全管理の取組の普及・定着に向け、学校内の人的体制整備に引き続き取り組むこと が求められる。

<具体的な方策>

- 国は、学校安全の中核となる教職員が担うべき役割や組織体制の在り方を示し、効果的な 実践事例の整理・検証などを行うとともに、人的体制整備に意欲的に取り組む学校への支援 を行い、先進的な取組を促進する。
- 〇 学校や学校設置者は、国の取組を踏まえて、学校安全の中核となる教職員の役割の明確化 や、その者に対する研修等を充実し、各学校における安全の取組を推進していくことが必要 である。また、管理職のリーダーシップの下、教職員全体で学校安全に取り組む組織体制づ くりを進めることが必要である。
- 〇 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)で提言されているように、教育委員会においては、教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校管理下での事故等が発生した場合や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や児童生徒等の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、学校や教職員を支援する体制の整備が必要である。
- 学校においては、既に、警備員の配置や地域の学校安全ボランティア(スクールガード) 等による巡回・警備が行われているところであるが、家庭・地域等との連携・協働に係る推 進方策も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した人的体制を充実する取組を今後と も進めることが必要である。

(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

<課題・方向性>

- 学校保健安全法に基づき、各学校においては、学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定が義務付けられており、平成 27 年度末時点では、それぞれ 96.5%、97.2%の学校において策定されている。法律上義務付けられた学校安全計画等の策定は、設置者や学校種の別を問わず、どの学校に通っていても児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにするために必要最低限のものであるが、同法の施行後 5 年以上が経過してもなお、学校安全計画等が策定されていない学校が存在していることは、極めて問題である。また、危機管理マニュアルを策定している学校であっても、危機管理マニュアルに盛り込んでいる内容について領域別に見ると、生活安全については 92.8%、災害安全については 97.3%、交通安全については 68.3%となり、必ずしも全ての領域に対応したマニュアルが作成されているわけではない。
- 第 1 次計画においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に保護者等の迎えが不可能な場合の対応など、地域の特性を勘案して、起こり得る様々な状況に応じた具体的な対策や防災マニュアル¹¹の必要性が指摘されている。これを踏まえ、国は、学校において防災マニュアルを作成する場合の手引きを作成し、各地域の取組を促進してきた。平成 27 年度末時点で、災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合は、いまだ 82.0%となっており、マニュアルの内容についても引き続き改善が求められる。
- 大学及び高等専門学校、専修学校も学校保健安全法の対象であり、学校安全計画の策定等 が義務付けられているが、施設規模が大きく高度な研究施設を有する場合や、専門職業的な 設備を扱う場合などがあり、学校施設の管理等が多様であることから、各学校がその実態に 応じて対策を講じることが必要である。そのため、国は、大学等について学校保健安全法の 周知徹底を図り、その取組を促すことが必要である。

<具体的な方策>

○ 学校安全計画及び危機管理マニュアルを未策定の学校は、早急に策定することが必要である。また、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった自然災害等が発生していることに鑑みれば、既に学校安全計画や危機管理マニュアルを策定している学校においても、不断の検証・改善が必要である¹²。その際、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や目指すべき児童生徒像、教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地

¹¹ 「防災マニュアル」とは、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルのうち、災害安全に関するものを指す。

¹² 学校安全計画を策定している学校のうち、定期的又は必要に応じて、同計画の見直しを行った学校の割合: 92.9%

域住民と共有することが重要である。さらに、国及び教育委員会等は、各学校における学校安全計画等の策定を徹底させるとともに、検証・改善を促進することが必要である。

- 学校は、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画等を毎年見直すことが必要であることは当然であるが、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)の提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における学校安全計画等の改善等を促すことが必要である。
- O JSC は、災害共済給付事業による事故等のデータを学校における事故防止のための対策に 活用できるよう整理・分析した上で、学校現場に分かりやすく提供する。
- 〇 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法など危険が発生した場合の対処方法だけでなく日常的な安全教育の推進に当たっても、保護者や地域住民との連携が不可欠となることから、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの必要な部分を保護者や地域住民と共有¹³するとともに、その検証・改善に保護者等の視点も反映するなど、地域一体となった学校安全の取組を推進していくことが必要である。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルに盛り込むべき内容については、国において参考とすべき資料や情報の提供が行われてきたが、網羅的な情報が整理されて提供されていたとは言い難いことから、国は、各学校における学校安全計画等に盛り込むべき内容や改善・充実に資する情報を整理して提供する。その際、学校安全計画に関しては、後述の安全教育における「カリキュラム・マネジメント」の確立にも資するようなものとすること、また、危機管理マニュアルに関しては、学校を取り巻く危機事象を網羅的に捉えるとともに、幼稚園や特別支援学校を含めた各学校種の特性に対応したものとすることが必要である。

(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

<課題・方向性>

○ 学校安全に係る取組を中心となって推進するのは教職員であることから、全ての教職員が、 学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識を持つとともに¹⁴、児童生 徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基

¹³ 学校安全計画を策定している学校のうち、同計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合:77.9%、危機管理マニュアルを作成している学校のうち、同マニュアルを保護者に周知している学校の割合:47.5%

¹⁴ 教職員が犯罪の加害者となる事案も発生しているところであるが、これらは学校安全の推進に対する社会的評価・信頼を著しく損なうものであることから、教職員一人一人が高い倫理観・遵法精神を持ち、そのような事案の根絶に努めなければならない。

礎的な知識・技能を身に付けておかなければならない。

- 現職教職員の研修については、第1次計画期間中、国において、最新の安全知識や優れた 取組事例等に関する教職員向けの参考資料の作成・配布や、地方公共団体による研修への支 援などが行われるとともに、独立行政法人教員研修センター¹⁵における管理職等を対象とした 研修が行われてきた。一方で、全ての教職員が一様に高い意識を持って、学校安全に取り組 んでいるとは言い難いことに加え、近年の教職員の大量退職・大量採用の影響により、過去 に我が国で発生した自然災害や学校管理下における事件・事故について経験のない若手教職 員が増加し、児童生徒等の安全教育や安全管理に対する危機感が希薄化しやすくなっている との指摘がある。
- 〇 地方公共団体においては、各地域において学校安全の中核となる教職員を対象とした研修 を実施するとともに、初任者研修や10年経験者研修などにおいて安全指導や危機管理に関す る内容を扱っているところがあるが¹⁶、全ての自治体において安全に関する研修が行われてい るわけではない。
- 教員養成については、学校安全に係る基礎的内容に関する講義を必修科目として開講する など、教員を志す学生の意識啓発を含めた資質・能力の向上に力を入れている大学もある一 方、全ての大学でそのように充実した取組が行われているわけではない。
- 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について〜学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて〜(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)においても提言されているように、「東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養(知識・技能等)を備えておくこと」が必要である。また、全国の学校において、安全教育に関するカリキュラム・マネジメントを確立し、質の高い教育を実施するためには、

・安全指導(生活安全、交通安全、災害安全): 小学校 76.4%/中学校 73.4%/高等学校 77.9%/特別支援 学校 74.6%

・安全指導(生活安全、交通安全、災害安全): 小学校 98.2%/中学校 98.2%/高等学校 86.8%/特別支援 学校 91.0%

·安全指導(生活安全、交通安全、災害安全): 小学校 17.3%/中学校 18.2%/高等学校 23.5%/特別支援 学校 20.0%

¹⁵ 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)により、平成29年4月1日から独立行政法人教職員支援機構へ名称変更予定。

¹⁶ ①初任者研修(文部科学省初任者研修実施状況(平成 26 年度)調査)

<校内研修の内容>

[・]危機管理: 小学校 70.0%/中学校 68.8%/高等学校 69.1%/特別支援学校 70.1%

<校外研修の内容>

[・] 危機管理: 小学校 88.2%/中学校 89.0%/高等学校 79.4%/特別支援学校 85.1%

②10 年経験者研修(文部科学省10 年経験者研修実施状況(平成26年度)調査)

<校外研修の内容>

[・]危機管理: 小学校 40.9%/中学校 40.9%/高等学校 41.2%/特別支援学校 45.0%

全ての教員が、教科等横断的な視点を持って年間指導計画を作成し、教育実践、取組の評価・ 改善を行うために必要な資質・能力を身に付けることが求められる。

○ 上記答申を踏まえた平成 28 年の教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)の一部改正により、①教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(協議会)を構築すること、②協議会における協議を踏まえ、教育委員会等が、国が策定する指針(以下Ⅲ 1 (3)において「指針」という。)を参酌した上で、教員等の資質の向上に関する指標や、指標を踏まえた教員研修計画を策定することとなっている。また、教職課程においては教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成することなど、学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備が今後実施されることとなっている。これらの中で学校安全に関する内容を適切に位置付け、全国における学校安全の推進を図ることが求められる。

<具体的な方策>

- 国は、指針や教職課程コアカリキュラムに学校安全に関する事項を盛り込むことを検討する。また、教育委員会及び大学等は、指針等を踏まえ、上記の体制整備の中において学校安全に関する内容を適切に位置付けるよう検討していく必要がある。また、これら地域における体制整備を通じて、教育委員会と大学が連携を図ることにより、現職教職員の研修や教員養成課程において指導者となる人材の養成・確保を進めていくことも重要である。
- 意識啓発を含め、教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、国は、後述の安全に関する教育の充実方策も踏まえ、管理職、中堅、初任者等の教職員がそれぞれのキャリアステージに応じて身に付けるべき学校安全に係る資質・能力の具体化・明確化を図る。また、国は、学校安全に関する法令など教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力について整理し、教育委員会や教員養成を行う大学等に提供する。さらに、事故等の教訓を今後の学校事故対応等に生かすため、研修に資する事故等の情報を提供し活用を促すとともに、教職員が事故等に遭遇した際に、未経験の状況下や限られた資源・情報の下でも適切な行動がとれるような資質・能力の開発手法を検討する。
- 教育委員会や学校は、教職員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した研修を充実することが必要である。また、全ての教職員が学校安全に関する研修等を受けることができるよう、研修機会の充実を図るだけでなく、校務の見直しや負担軽減等により研修を受けるための時間の確保に取り組むことも必要である。研修においては、外部機関の知見も活用しつつ、学校が立地する地域の自然条件といった地域特性を踏まえた安全課題とともに、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題や自動体外式除細動器(AED)の適切な使用を含む心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を扱うことが重要である。
- 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について~学び合い、高め合う教員育

成コミュニティの構築に向けて~(答申)」においては、教職課程に学校安全への対応に関する内容を含めることが提言されているところであり、今後実施される制度改正を踏まえつつ、 採用後の教員に求められる資質・能力を念頭に置きながら、各大学は、教職課程における学 校安全の取扱いの充実が求められる。

〇 教職員の資質・能力の向上には、自主的な研修を行うことが不可欠であることから、大学 や学会などの関係機関・団体は、学校安全に関する研修機会の充実を図ることが必要である。

2. 安全に関する教育の充実方策

- (1)「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進 〈課題・方向性〉
- 〇 第1次計画においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることが学校に求められる第一の役割として挙げられている。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解 を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な 意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとると ともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び 地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

など、発達段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが目標とされている。特に、日常生活においても、状況を適切に判断し最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育の重要性とともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」だけではなく、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの教育の重要性が指摘されている。さらに、これらを実現するため、教科等を横断する総合的な指導計画の下、系統的・体系的に安全教育を行うことにより、安全教育の質・量の両面での充実を図ることや、国が各教科等における安全に関する指導内容を整理して提示することなどの必要性が提起されている。

〇 また、中学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)総則において、「体育・健康に関する指導は、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・

家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」¹⁷とされているとともに、幼稚園教育要領(平成 20 年文部科学省告示第 26 号)の特に留意する事項において、「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」とされており、第 1 次計画期間中には、各教科等における様々な教育活動を通じて、上記の目標の実現のための取組が行われてきた。

- 一方、各学校における様々な教育活動と安全教育を関連付けた系統的・体系的な取組の状況については、学校間・地域間で差がある。また、国の作成する教職員向けの指導用参考資料は、大まかな教育目標や実践事例の提示はなされているが、関係する各教科等の内容や教育課程全体とのつながりが十分に整理されていないなどの課題が指摘されている。
- 〇 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)では、「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされており、これを踏まえ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立や、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善により、安全に関する資質・能力を、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で体系的に育んでいくことが重要である。
- O 上記答申においては、全ての教科等について育成を目指す資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱で整理している。「健康・安全・食に関する資質・能力」についても同様に整理しており、このうち安全に関する内容を示すと以下のようになり、各学校には、これを踏まえつつ地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育の推進が求められる。

【安全に関する資質・能力】

(知識·技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

¹⁷ 小学校学習指導要領 (平成 20 年文部科学省告示第 27 号) 及び高等学校指導要領 (平成 21 年文部科学省告示 第 34 号) においても同様に記載。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

○ 安全は様々な分野を横断する総合的な課題であり、一つの分野において解決できる問題ではないことから、児童生徒等が安全についての深い学びを得るためには、各教科等に固有の観点から安全を学びながら、それぞれの学習内容を関連付けて考えることが重要である。また、児童生徒等が安全に興味・関心を抱くきっかけは様々であり、教科等横断的な学習を進めることにより、児童生徒等の興味・関心の入り口の多様性を確保することが可能となる。このため、学校教育活動の様々な場面において安全に関する内容を取り入れることが重要である。さらに、小学校までに学習した安全教育の内容に、中学校や高等学校における専門的な学習内容が加わることにより、これまで学習した知識・技能や経験がつなげられ、学びが一層深められていくと考えられることから、学校種間の学習の系統性を念頭に置いた安全教育を推進することも重要である。

<具体的な方策>

- 第1次計画において必要とされた系統的・体系的な安全教育を推進する上では、各学校における安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの確立が不可欠である。各教科等の内容と安全教育との関係については、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」に防災を含む安全に関する教育のイメージが例示されているところであり、国は、安全に関する資質・能力と、各教科等の内容や教育課程全体とのつながりや学校種間の系統性等について整理し、各種指導資料等を通じて教育委員会及び学校に示す。その際、前述の学校における人的体制の整備や学校安全に関する教職員の研修・養成の推進との関連にも留意して整理することが重要である。
- 各学校は、上記の国が整理した内容を踏まえ、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れ ながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながり を整理し教育課程を編成することが必要である。具体的には、各教科や総合的な学習の時間、 特別活動等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けるこ とにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。
- 幼稚園における安全教育に関しては、前述の幼稚園教育要領の領域「健康」や「人間関係」

等において、幼児の安全と密接に関係する内容が盛り込まれている¹⁸。また、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」において、「安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育む観点から、状況に応じて自ら機敏に行動することができるようにするとともに、安全についての理解を深めるようにする」といった観点から教育内容の見直しを図ることとされており、幼稚園では、これらを踏まえて様々な場面や活動を通して総合的に指導することが必要である。

○ 学校は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが必要である。

(2)優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実

く課題・方向性>

- 安全で安心な生活や社会づくりに向けて主体的に行動する態度を育成するためには、様々な機会を通じて、体験的・実践的な学習を展開することが重要である。第 1 次計画期間中、各学校においては、通学路の安全マップの作成、緊急地震速報を活用した予告なしの避難訓練など、地域の安全課題に応じて、関係機関等と連携した教育や実践的な避難訓練等が行われてきた。また、国においては、各学校での取組を促進するため、実践的で効果的な指導の工夫改善の在り方を研究し、その成果の普及を目指したモデル事業、安全教育に関する参考資料の作成、研究開発学校を活用した先進的取組の研究等を行ってきた。
- 第 1 次計画期間中の取組により、体験的・実践的な取組は全国的に広がっているものの、 その取組状況には地域差があることも事実である。また、安全教育は、主体的に行動する態度の育成や地域社会への貢献に関する意識の涵養など、安全に関わる様々な価値観の醸成という側面を含むため、効果的な指導方法の開発が容易ではないとされている。これまでも、 国は各地域における先進的な取組の開発・成果検証等を支援してきたが、各地域の取組を外部専門家の参画により改善するという個別的な試みにとどまっているものもあり、効果的な教育課程の編成の在り方、指導方法や教材の開発など、各学校での活用が期待される安全教育の取組の蓄積が十分になされているとは言えない。
- また、第1次計画において指摘されているとおり、運動能力や判断能力は、個々の児童生徒等によって相当異なるとともに、児童生徒等の心身は在学中に極めて大きく変化するため、

18 具体的には、幼稚園教育要領(平成 20 年文部科学省告示第 26 号)の領域「健康」において、「危険な場所、 危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」こと、領域「人間関係」にお いて、「きまりの大切さに気付き、守ろうとする」こと、領域「言葉」において、「人の話を注意して聞き、相 手に分かるように話す」ことなどを学ぶこととされている。 児童生徒等の発達段階や個々の状況に応じた指導を適切に行うことが必要である。国は、防 災教育に関して、児童生徒等の発達段階に応じた教育目標の設定や具体的指導事例の作成な どを行ってきたところであるが、各学校において効果的な安全教育を実施するためには、引 き続き、児童生徒等の状況に応じた配慮や工夫を含めた適切な指導方法の検討が求められる。

- 安全教育の推進が次世代の安全で安心な社会づくりに寄与するという観点からは、より大人に近い年齢である中学生や高校生に対して、安全という価値を内面化するための教育を行うことの社会的意義は大きい。また、青年期にある中学生や高校生が、地域の安全課題に対して一定の役割を担い、その改善に貢献することは、生徒の自己肯定感の向上やキャリア意識の涵養につながると考えられる。このため、中学校や高等学校においても、積極的な安全教育の展開が必要である。
- 学校教育活動全体において児童生徒等の安全を確保することは大前提であるが、児童生徒等の保護という観点のみならず、児童生徒等自身の危険予測・危険回避などの安全に関する資質・能力の育成も重要であることから、基本的な安全管理とバランスの取れた安全教育が求められている。また、自然災害や犯罪被害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵や児童生徒等の安全を守る地域の努力についても触れることなどにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対して愛着を持ったり、大切に思ったりできるようにすることへの配慮も必要である。
- 児童生徒等が危険箇所とされていない場所にいる場合やルールを守って行動している場合においても、適切に周囲の環境に注意を払い安全に行動できる資質・能力を身に付けさせることが必要である。また、地震・津波などの自然現象自体は防ぎようがないことや、交通事故等の危険の無い環境は無いという前提に立ち、児童生徒等が自らを取り巻く環境における危険を適切に認識し、適切な行動に結び付けられるようにすると同時に、自ら危険な環境を改善するなど安全で安心な社会づくりに貢献する意欲を持てるようにすることが重要である。その際、外部有識者の知見を積極的に取り入れ、例えば、これまで教職員では気付きえなかった危険の認識・共有や、地域特性の理解を得ることなどが有効である。
- 近年、教員の多忙化がとみに指摘されている状況に鑑みれば、指導事例や教材などを学校に示す際には、既に学校で行われている取組を念頭に置きつつ、それらの取組をより効果的に実施することに資するものを適切に提供することが求められる。
- 安全教育の改善・充実を絶えず図っていくためには、効果的な安全教育の在り方を研究する専門家の養成も重要であるところ、様々な安全教育の取組に外部専門家を活用することは、 専門家養成という観点からも重要である。

く具体的な方策>

- 事故等の発生に対して、自ら主体的に行動する態度を育むためには、児童生徒等が自ら危険予測し、安全な行動や社会づくりまでを考えるような体験的・実践的な学習が重要であることは言うまでもない。このため、国は、次期学習指導要領に向けた議論で提起されている、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善という観点を踏まえつつ、児童生徒等の適切な意思決定や行動選択につながるような指導の工夫改善方策を検討し、各種指導資料等を通じて学校に示す。その際、特別支援学校や幼稚園を含め、児童生徒等の発達段階及び学校種の特性やつながりを踏まえたものとすることが必要である。
- 国は、教科担任制の中学校や高等学校も含め、教科等横断的な視点による系統的・体系的な安全教育が全国的に展開されるよう、先進的な取組を行う教育委員会及び学校を支援する。また、それらの取組から得られた知見を活用して、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行う。先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につなげる仕組みを構築することが重要である。
- 安全教育の推進に向けた指導の工夫改善の取組を学校教育活動の中にしっかりと定着させていくために、学校は、教育課程全体を見通してどの教科等において何に取り組むのかということや、それぞれの活動がどのように関連しているのかということについて、あらかじめ整理し、教職員の共通理解を得ておくことが必要である。例えば、地域の防犯、防災、交通安全に係る安全マップづくりは、児童生徒等自身に周囲の環境における危険箇所の確認や危険予測を行わせたり、具体的な行動を考えさせたりする上で有効であるが、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動を関連させることにより、児童生徒等が地域を様々な観点から理解することにも役立つものである。このため、安全教育の観点だけではなく、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として位置付けるなどの工夫が必要である。
- 〇 安全教育を効果的に実施する上で、教育課程や指導方法、指導体制などを不断に改善していく視点は必要不可欠である。したがって、国及び教育委員会等は、児童生徒等の意識の変容など、安全教育の実施状況を把握・検証し、教育課程の改善につなげるための方策について引き続き検討が必要である。その際、これまでの研究開発学校¹⁹等における取組の成果も活用することが重要である。

¹⁹ 研究開発学校では、防災を中心とした安全教育を充実する観点から以下の研究開発課題により研究が行われてきた。

[○]東日本大震災の教訓や体験を基に、防災教育を中心とした安全教育を独立した領域として創設し、児童が生涯にわたって自助と公助の意識を持って行動していく防災対応力や危険を予測し回避する力、安全な社会づくりに貢献する心等を育む教育課程の研究開発を行う。

[○]防災教育を中心とした安全教育に関連する指導内容を統合・再編成して、未来へ生き抜く力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、主体的・協働的・創造的に行動する態度を育成するための学びの変革を図り、新たな教科等の枠組を構築する研究開発を行う。

- 特別支援学校や幼稚園を含め、児童生徒等の発達段階や個々の状況、地域の実情・特性は 多様であることから、安全に関する指導方法を固定的に捉えるのではなく、様々な試みを関係者間で積極的に共有しながら、その教育効果を検証し、効果的な在り方を見いだしていくことが必要である。これらで得られた成果については、学校間や地域間で共有し、取組の差を解消していくことが重要である。このため、国は、各地域の実践事例を共有する場を定期的に設けるとともに、「学校安全ポータルサイト」の充実・活用等により、各主体の作成した教材や映像資料等の普及を促進する。
- 〇 学校における避難訓練は、第1次計画期間中の取組により、管理職以外の教職員や児童生徒等に予告なく行うものや緊急地震速報を活用したものなど、実践的な訓練手法が浸透するとともに、避難生活の体験を行う防災キャンプなど、児童生徒等の実践的な安全教育の手法としての活用も進んでいる。学校は、地域の特性を踏まえ、このような実践的な取組を一層推進することが必要である。また、防災の側面に加え、防犯も含めた危機発生時全般の対応についての学習にも併せて取り組むことが必要である。さらに、訓練の過程で、改善が必要な危険箇所が確認されることもあり、後述の学校安全に関する PDCA サイクルの確立にも生かしていくことが重要である。

(3) 現代的課題への対応

<課題・方向性>

- 第 1 次計画策定前より、生活の様々な場面で児童生徒等が携帯電話やコンピュータを利用する機会が増加し、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったいじめが発生したりするなどの問題が生じている。近年では、スマートフォンやタブレットをはじめとして様々な電子機器からのインターネットの接続機会が増えるとともに、SNS の普及などインターネットを経由したコミュニケーションツールの多様化への対応も求められている。また、スマートフォンなどの携帯端末を利用しながらの歩行や自転車運転により、交通事故に巻き込まれる事例や、事故の加害者となってしまう事例も発生している。
- 〇 人為的な影響による地球温暖化に伴う気候変動に関する科学的知見を踏まえると、児童生徒等が生きる時代の風水害や高潮、土砂災害は、極端な気象による激甚化が予想されており、過去の経験を上回る可能性があることにも留意が必要である。
- 近年、諸外国において日本人が巻き込まれるテロや犯罪被害が相次いでいる。児童生徒等 の成長に伴いその活動範囲が海外にも広がることも念頭に置いて、安全教育を行うことが重 要である。

<具体的な方策>

○ 国は、安全教育に関する各種参考資料の作成等に当たって、上記の現代的な課題について も取り入れることなどにより、各学校での取組を促す。

- 児童生徒等をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成するとともに、携帯端末を利用しながらの歩行等による交通事故を防ぐため、教職員や保護者が児童生徒等を取り巻く ICT 環境の現状を正確に理解し、学校、家庭、関係省庁、民間企業、地域社会等が一体となって、技術の進展に柔軟に対応した対策に取り組むことが必要である。
- 学校は、児童生徒等が海外を含めた様々な環境においても、適切な情報収集や危険予測により、自他の安全を守るために必要な行動をとる必要が生じることを念頭に置いて、安全に関する資質・能力を確実に身に付けさせることが必要である。

3. 学校の施設及び設備の整備充実

(1) 学校施設の安全性の確保のための整備

<課題・方向性>

- 〇 第 1 次計画で指摘されているとおり、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、 その安全性を確保することは極めて重要である。加えて、地域のコミュニティの拠点であり、 災害時には避難所ともなることから、東日本大震災以降の教訓を踏まえ、耐震化及び学校施 設の防災機能の強化を推進するなど、地域の特性に応じて、防災対策が進められてきた。
- 国公立学校における構造体の耐震化及び体育館等の吊り天井の落下防止対策については、 平成27年度までの完了を目指して取組を進めてきた。その結果、学校の統合など、各地方自 治体等の個別の事情により取組が遅れているものを除けば、おおむね完了した状況²⁰である。 他方、吊り天井以外の非構造部材の耐震点検及び耐震対策については、取組が十分には行わ れていない状況である。また、私立学校については、国公立に比べて構造体の耐震化が大幅 に遅れており²¹、非構造部材を含めた耐震化の早期完了が喫緊の課題である。
- 〇 平成 28 年熊本地震では、古い工法のものや経年劣化が進んだもので被害が顕著であった。また、国公立学校については、これまで耐震化を最優先に進めてきた一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加²²しており、安全面・機能面の不具合も多く発生している状況にある。こうした実情を踏まえると、安全対策の観点から老朽化対策を行うことが必要である。

 20 公立小中学校の耐震化率は 98.1%(平成 28 年 4 月 1 日現在)、国立大学等の耐震化率は 97.9%(平成 28 年 5 月 1 日現在)

²¹ 私立学校(幼稚園・高等学校等)の耐震化率は86.4%、私立学校(大学等)の耐震化率は88.8%(平成28年4月1日現在)

²² 公立小中学校については、築 25 年以上経過し改修が必要な建築面積が全体の 7 割に達している状況(平成 27 年 5 月 1 日現在)

<具体的な方策>

- 国公立学校における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策については、現 行の方針に従い、今後も引き続き推進すべきである。私立学校の耐震化については、国が集 中的な財政支援を図っていくことはもとより、学校法人や都道府県とも連携し、きめ細やか な対応を行う。
- O 古い工法で設置されている非構造部材や経年劣化が進行している学校施設については、地 震発生時に大きな被害につながる可能性が高いことのみならず、平時でも安全面・機能面の 不具合が発生し得ることを踏まえ、国及び学校設置者は、安全対策の観点から改修や建て替 えなど老朽化対策を進めることが必要である。なお、今後、膨大な整備需要が見込まれる中、 長寿命化改修を中心とした計画的な整備を行っていくことが重要である。
- 今後、南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されていることから、東日本大震災における津 波被害の教訓を踏まえ、津波による浸水が想定される地域の学校設置者をはじめとした関係 機関は、緊密な連携の下、引き続き必要な津波対策を講じることが必要である。また、地震・ 津波以外の災害についても、学校の立地など地域の特性に応じ、関係機関が連携し、必要な 対策を図っていくことが重要である。

(2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

<課題・方向性>

- 第 1 次計画で指摘されているとおり、地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止の対策がとられていることが不可欠である。また、災害等の発生時に安全確保のための応急的な対応を確実にとることができるよう、必要な設備を整備しておくことも不可欠である。
- 〇 例えば、防犯設備については、ボランティアや警備員の巡回等と合わせ、学校の実情に合わせた防犯体制の整備が行われている²³。また、平成27年度末時点では、93.9%の学校において自動体外式除細動器(AED)が設置(平成28年度中に設置予定を含む)されている。

<具体的な方策>

O AED や防犯設備等は、非常時に有効に活用できなければならないことから、学校は、定期的な点検・管理や複数配置を含む設置場所の適正化、教職員の使用訓練を行うことが必要である。また、学校以外の施設における事故等も参考にしながら、設備等の必要な改善措置を講じることが重要である。

²³ 平成 27 年度末時点では、防犯設備の設置やボランティア等による敷地内の巡回等を含め、学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校は、97.9%となっている。

○ 学校及び学校設置者は、災害時における児童生徒等に関する情報の散逸防止、災害時の業務継続や教職員の負担の軽減等の観点から、クラウド・コンピューティング技術等も活用した情報管理や、ICT の活用による安否情報の確認等、学校における ICT 活用を推進することが必要である。また、緊急地震速報や防犯に関する情報など、児童生徒等の安全を脅かす情報を速やかに把握するための設備や仕組みの整備が必要である。

4. 学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

(1) 学校における安全点検

<課題・方向性>

- 〇 学校においては、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)に基づき、当該学校の施設及び設備について、毎学期1回以上の安全点検を行わなければならないこととされている。また、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならないこととされている²⁴。
- 〇 平成 27 年度末時点では、学校施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合は 99.1%となっており、ほとんどの学校において施設及び設備の安全点検が行われているが、法令上の 義務である以上、全ての学校で実施されていないことは問題である。
- 〇 通学・通園路に関しては、従前より、交通安全、生活安全(防犯)、災害安全の観点から、 保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、通学・通園時の児童生徒等の安全が確保 されるよう、定期的な点検が行われてきており、平成27年度には全国の99.3%の小学校に おいて3分野いずれかの観点からの安全点検が行われている。しかし、領域別に見れば、交 通安全の観点からの点検は97.9%、生活安全の観点からは89.1%、災害安全の観点からは 76.5%であり、全ての観点からの取組が十分でない地域もある。また、3分野いずれかの観 点から点検を行った幼稚園は65.6%であり、取組の改善が求められる。
- 交通安全の観点からの点検については、平成24年に起きた通学中の交通事故を踏まえ、学校、教育委員会、警察、道路管理者等による緊急合同点検が行われるとともに、平成25年以降も、各自治体において、通学路の定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続的に行うための推進体制の構築や基本的方針を策定し、取組が進められているところで

(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

²⁴ 学校保健安全法施行規則

² 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。 (日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保 を図らなければならない。

あるが、体制構築等が行われていない自治体もある25。

く具体的な方策>

- 施設及び設備の安全点検を実施した学校のうち、46.1%の学校において支障となる事項が 見つかっていることから、定期的な安全点検を行うことの重要性は極めて高いと言える。ま た、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上、その他の安全 性を確認することも重要である。このため、学校や学校設置者は、学校の施設及び設備の経 年劣化等による危険箇所等の点検・確認を法令に基づき確実に行うとともに、特に児童生徒 等が使用する機会が多い施設及び設備は点検の頻度を増やし、支障となる事項があると認め たときには、遅滞なく、その補修、修繕等の改善措置を講じることが必要である。
- ③ 通学・通園路の安全対策については、いまだ取組が不十分である地域・学校においては、 その改善を図ることはもちろんのこと、既に取り組んでいる地域・学校においても、学校の 周囲の交通環境や生活環境は移り変わっていくものであることから、関係機関との連携の下、 継続的な点検を行い、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクル(PDCA サイク ル)として実施することが必要である。
- 学校は、施設及び設備、通学・通園路、学校の危機管理体制などの点検を行うに当たって は、自己点検だけではなく、それぞれ外部の有識者や関係機関と連携し、専門的・科学的な 視点を積極的に取り入れていくことが必要である。また、児童生徒等や保護者も参加して点 検する機会を設けるなどの工夫が必要である。
- 国は、安全点検が確実かつ適切に行われるよう改善策について検討を行うことが必要であ る。また、点検を踏まえた改善措置を図る上で、個々の地域だけでは解決が困難な課題につ いては、国として取り上げ、改善策を検討していくことが必要である。

(2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

<課題・方向性>

〇 児童生徒等の安全を確保するに当たっては、事故等の発生を未然に防ぐことが第一である が、万が一、学校管理下において事故等が発生した場合には、学校及び学校設置者は、児童 生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明や従来 の安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発 防止等の取組が求められる。

〇 これまで、事故等発生時の初動対応は、主に危機管理マニュアルに基づき取り組まれてき たが、事故等の検証や児童生徒等・保護者への対応などについては、学校及び学校設置者の

²⁵ 平成 27 年度末時点では、推進体制を構築している市町村は 92%、基本的方針が策定されている市町村は 88% となっている。

対応が十分でないとの指摘があった。このため、文部科学省では、平成 26 年度より有識者会議を設置して、これらの諸課題について検討を行い、平成 28 年 3 月 31 日に、学校管理下での事故等の対応の在り方に関する指針である「学校事故対応に関する指針」(以下「事故対応指針」という。) を取りまとめた。

- 事故対応指針については、いまだ学校における認知度が低いことや、学校設置者において 同指針の趣旨に沿った適切な対応がなされていないことなどの課題が指摘されている。
- 学校管理下の事故等については、JSC に災害共済給付の支給に伴う数多くのデータが蓄積 されており、これまで様々な事故等の防止に関する調査研究に活用されてきた。特に、死亡 や障害など重篤な事故等に関するデータについては、具体的な事例に基づく予防策に活用さ れ、学校における対策が推進されてきた。一方、学校管理下の事故全体の発生率の推移は横 ばいであることから、更なるデータの活用により、障害や重度の負傷を伴う事故等の発生率 の減少に向けたデータ分析及び方策の検討等が求められる。

<具体的な方策>

- 学校管理下における事故等の未然防止や被害軽減のため、学校及び学校設置者等は、アレルギー等の健康課題への対応も含めた事故等への対応に係る研修・訓練を実施することが必要である。特に、事故等発生後の対応については、事故対応指針を十分に理解し、これに基づき適切な対応を行うことができるよう、学校及び学校設置者等が、同指針の周知・研修を推進することが必要である。その際、事故等の未然防止を含めて、学校管理下で発生する事故等への対応が形式化することなく、教職員が当事者意識を持って取り組めるような意識啓発を進めることが重要である。
- 学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、 事故対応指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実 効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。なお、詳細調査は、外部専門家等 の第三者による調査委員会を設置して行うこととされているが、その中立性・公平性に疑義 が生じないよう、保護者の意向を十分に踏まえた調査委員会の運営を行うことが重要である。
- O 外部専門家等による調査はもとより、学校において発生した事故等の検証や保護者等への 対応など事故等発生後の対応全般にわたって、学校や一部の教職員のみでの対応には限界が あるため、教育委員会等による組織的な支援が重要である。このため、教育委員会等は、平 常時より事故等発生後の調査体制とともに、学校及び教職員に対する組織的な支援体制の構 築に努めることが必要である。

- 〇 国は、事故対応指針の運用状況について定期的に調査するとともに、他の類似の指針等²⁶に 係る事例を参照するなどして、事故対応指針の改善に向けた検討を行う。
- 〇 学校管理下での事故等の未然防止を促進するため、国及び JSC は、事故対応指針に基づき報告された事故等の事例や災害共済給付の支給実績等を活用して、事故等の発生状況の分析と防止策の検討を行い、学校管理下での事故等の発生防止や発生後の学校等の対応改善を促進する。
- 学校は、関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方も参考にしつつ、学校安全に関する情報収集・分析を進めるとともに、適切な指標を設定し、将来の事故等の減少につながる PDCA サイクルの確立に取り組んでいくことが必要である²⁷。なお、学校で発生した事故等の情報収集・分析に当たっては、JSC の事故事例検索データベース等、関係機関の分析データの活用や校内で発生したヒヤリハット事例の共有等が有効である。

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(1) 家庭、地域との連携・協働の推進

<課題・方向性>

- 近年、学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、学校や教職員がそれら全てを担うことは困難であることから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域と連携・協働した取組の推進が求められている。
- 〇 第1次計画においては、学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するため、
 - ① コミュニティ・スクール²⁸や学校支援地域本部等の取組を通じて、地域のパトロール隊や学校安全ボランティア(スクールガード)、消防団や災害時安全ボランティア等と連携すること
 - ② 防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関や団体、民間事業者(交通安全教育に関する教習所等)と連携して、安全

²⁶ 児童生徒等の生命身体に係る重大な被害が生じた場合の調査等について定める指針には、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成 26 年 7 月 1 日 文部科学省)などがある。

²⁷ 例えば、学校安全に関する指標を設定し、実証的な学校安全の推進に取り組む学校を認証する制度として大阪 教育大学の提唱する「セーフティプロモーションスクール」の取組がある。

²⁸ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

のためのより効果的な取組を進めていくこと

- ③ 校区における防犯や防災などの地図の作成等を通し、学校・家庭・地域が、危険な箇所 や児童生徒等が駆け込める安全な場所等についての認識を共有すること などの重要性が指摘されている。
- また、地域と連携・協働して児童生徒等の安全に関する取組を進めていくことは、
 - ① 児童生徒等が地域の一員として防災訓練に参画し、発達段階に応じた役割を体験的に学ぶことなどにより、大人になったときにその地域を守る意識の向上に資することが期待できること
 - ② 地域の中で緊急時に児童生徒等が駆け込める場所を増やし、表示することで、緊急時の安全確保だけでなく、防犯に熱心な地域であることが示されることとなり、犯罪の抑止にもつながること
 - ③ 学校と地域との日常的な連携・協働の結果として、災害時に学校が避難所となった際に 避難所運営が円滑に進むことがあること

などの効果が生じることについても指摘されている。

- 上記を踏まえ、第1次計画期間中には、各地域において、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部における防犯対策や防災訓練²⁹、スクールガード・リーダー³⁰を活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修、関係機関と連携・協働した実践的な取組が推進されてきた。一方で、地域により取組の差があることに加え、学校安全を担う教職員の異動に伴う取組内容の減退など継続性に係る課題も指摘されている。また、「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われるように、家庭は、児童生徒等が基本的な生活習慣・生活能力等を身に付ける上で重要な役割を担っているものであることから、保護者向けに様々な啓発活動などが行われてきたが、学校や行政機関のアプローチには限界があり、必要な情報が届きにくい保護者もいるという課題が指摘されている。
- 〇 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」や「新しい時代の教育 や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(平成27年12月21日中央教育審議会)において提言されているように、児童生徒等の 安全を確保するためには、様々な関係機関やボランティア等の地域人材や家庭との連携・協働は欠かすことのできないものである。また、民間企業による学校安全に係る社会貢献活動 (CSR)と連携を図ることも有効である。さらに、学校から地域に対して安全に関する情報を

²⁹ 「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)によると、コミュニティ・スクールの成果(校長意識調査)として、「子供の安全・安心な環境が確保された」(80.4%)が挙げられている。

³⁰ 例えば、学校では、スクールガード等の学校安全ボランティアが通学時の見守り活動を行うなど、児童生徒等の安全確保に取り組んでいる。これらの取組を支援するため、文部科学省では、「地域ぐるみの学校安全体制整備の取組」事業において、防犯の専門家や警察官 OB 等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校やスクールガードに対する警備のポイントの指導等を実施したり、スクールガード養成講習会等を開催したりしている。

発信することや、地域の中に蓄積されている教訓等を学校が取り入れることなど、地域の安全課題に関して学校と地域が連携・協働して活動を進めることによって、学校を含めた地域全体としての安全水準が向上するという効果がある。このように、地域全体で児童生徒等の安全を確保する取組を通じて、地域全体の安全にも寄与するという視点に立って、家庭・地域との連携・協働を進めていくことが重要である。同時に、各地域において、コミュニティ・スクール等の学校と地域の連携・協働の仕組みの構築を推進していくことが重要である。

<具体的な方策>

- 学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部³¹等の仕組みを生かして、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。また、国は、保護者や地域住民、外部専門家、関係機関等が連携して学校安全の取組を進めるための仕組みづくりを支援する。
- 学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針を保護者や地域住民との間で具体的に共有することが必要である。例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全に関する取組が行われるようにすることが必要である。特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等自身にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいことから、家庭も責任を持って学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要である。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。
- 私立学校や国立学校に関しては、学校安全に関する情報が入りにくいという課題があるため、各学校は、積極的に地域の情報ネットワークへの参画を図るとともに、地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当部局、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等が連携をとりながら、地域にある学校が安全に関する情報ネットワークの中に含まれるよう留意して対応することが必要である。また、国公私問わず安全に関する必要な情報が各学校に適切に届けられるよう、国において、関係省庁が緊密に連携し、情報提供の在り方を適宜検証・改善する。

³¹ 従来の学校支援地域本部等を基盤とし、より多くのより幅広い層の地域住民等の参画により、地域全体で児童 生徒等の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する体制。

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

<課題・方向性>

O 上述のように、これまでも地域の実情・特性に応じて、関係機関との連携により、効果的な学校安全の取組が実施されてきた。児童生徒等の安全に関する課題には、学校だけでは対応が困難なものも多くあることから、引き続き、様々な観点から自治体の関係部局や関係機関と連携を図ることが重要である。

<具体的な方策>

- 各学校を取り巻く自然条件、交通環境、治安状況等は、地域によって様々に異なる上、従来の想定を超える危機事象が発生する可能性もあることから、地域特性等を適切に理解して安全教育や安全管理を行うことが重要である。このため、学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である。国は、このような関係機関と連携した学校の取組を支援することにより、学校における効果的な取組を促進する。
- 〇 原子力災害への対応について、第 1 次計画では、学校設置者は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の教訓を踏まえ、学校の近隣における原子力関連施設の設置状況等に応じて、原子力災害時に児童生徒等の被ばくを最小限にとどめるために迅速な対応がとれるよう不断に準備を行っておくことが必要であるとされている。平成 27 年度末時点において、UPZ32内に所在する学校のうち、原子力被害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校の割合は 78.6%であるとともに、原子力被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合は 55.7%にとどまっている。学校及び学校設置者は、原子力安全担当の部署と連携をとりつつ、避難訓練等の必要な措置を講じることが必要である。
- 〇 学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想 定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、柔軟に危機管理の在り方を見直してい くことが必要である。例えば、学校に対する犯罪予告への対応や周辺でテロが発生した場合 の対応の在り方などについて、学校及び学校設置者は、警察や危機管理担当部局等と連携し て、あらかじめ検討しておくことが必要である。
- 東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の発生時には、地域の学校が避難所となり、多くの被災者を受け入れ、教職員が避難所運営に協力した。また、避難所に指定されていない学校においても、避難して来た被災者への対応を行った事例も多くある。大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保や安否確認、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局が責任を負うものである。しかしながら、これまでの災害時の経験を踏ま

³² Urgent Protective action planning Zone:原子力施設からおおむね30㎞圏内で緊急時防護措置を準備する区域。

えれば、発災後直ちに市町村の防災担当部局が避難所運営の十分な体制を整えることが困難な場合もあり得ることから、発災から一定期間、学校の教職員が避難所運営の協力を行わざるを得ないことが予想される。教職員が避難所運営に協力し、円滑に市町村の防災担当部局や住民の自主運営に移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことにも資するため、学校及び学校設置者は、市町村の防災担当部局と連携して、教職員の過重な負担を軽減するという観点にも配慮しつつ、学校が避難所になる場合を想定した運営方策の検証・整備を行うことが必要である。また、地域住民等と連携・協働した避難所開設訓練などについても、継続的に行うことが重要である。

参考指標

国による既存の調査結果等に基づき、各施策目標に掲げられた事項の進捗状況を計る上で参考とすべき情報を「参考指標」として掲げている。それぞれの状況をより適切に把握するために、指標の見直し・改善に努めることが必要である。

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標 1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を 中心とした組織的な学校安全体制を構築する。

参考指標	現状(平成 27 年度)
学校安全計画を策定している学校の内、学校安全を推進するための	99.1%
中核となる教職員を校務分掌に位置付けている学校の割合	(46,407校/46,821校)
学校安全に関して組織的に取り組むため、全教職員が日頃の安全教	
育・管理や危機発生時における自分の役割を理解している学校の割	_
合	

施策目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。

参考指標	現状(平成 27 年度)
学校安全計画を策定している学校の割合	96.5%
子仅女主司画を水足している子仪の割口	(46,821 校/48,497 校)
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、学校の施設	98.8%
及び設備の安全点検の内容を盛り込んでいる学校の割合	(46, 258 校/46, 821 校)
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、安全指導の	99.2%
内容について盛り込んでいる学校の割合	(46, 466 校/46, 821 校)
学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、職員の研修	87.9%
等の内容について盛り込んでいる学校の割合	(41, 173 校/46, 821 校)
危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を策定している学校	97.2%
の割合	(47, 155 校/48, 497 校)
	生活安全:92.8%
	(43,754 校/47,155 校)
危機管理マニュアルを策定している学校の内、危機管理マニュアル	災害安全:97.3%
に盛り込んでいる3領域の割合	(45,868 校/47,155 校)
	交通安全:68.3%
	(32, 197 校/47, 155 校)

施策目標3 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び 危機管理マニュアルの改善を行う。

参考指標	現状(平成 27 年度)
学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、	92.9%
同計画の見直しを行った学校の割合	(43, 475 校/46, 821 校)
危機管理マニュアルを策定している学校の内、定期的又は必要に応	90.5%
じて、同マニュアルの見直しを行った学校の割合	(42,663 校/47,155 校)

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学 校安全に関する研修等を受ける。

参考指標	現状(平成 27 年度)
学校安全計画を策定している学校の内、職員の研	87.9%
修等について盛り込んでいる学校の割合(再掲)	(41, 173 校/46, 821 校)
教職員への安全に関する研修を実施した都道府	88.1%
県・指定都市教育委員会の割合	(59 教委/67 教委)

参考指標	現状(平成 26 年度)
	①校内研修での実施状況
	小学校:76.4%(84 教委/110 教委)
	中学校:73.4%(80 教委/109 教委)
カイネガルシン・マ「ウヘセ洋(サバウヘ・大字	高等学校:77.9%(53 教委/68 教委)
初任者研修において「安全指導(生活安全、交通	特別支援学校:74.6%(50教委/67教委)
安全、災害安全)」を扱っている地方公共団体の	②校外学習での実施状況
割合	小学校:98.2%(108 教委/110 教委)
	中学校:98.2%(107 教委/109 教委)
	高等学校:86.8%(59 教委/68 教委)
	特別支援学校:91.0%(61教委/67教委)
	①校内研修での実施状況
	小学校:70.0%(77 教委/110 教委)
	中学校:68.8%(75 教委/109 教委)
	高等学校:69.1%(47 教委/68 教委)
初任者研修において「危機管理」を扱っている地	特別支援学校:70.1%(47教委/67教委)
方公共団体の割合	②校外学習での実施状況
	小学校:88.2%(97 教委/110 教委)
	中学校:89.0%(97 教委/109 教委)
	高等学校:79.4%(54 教委/68 教委)
	特別支援学校:85.1%(57教委/67教委)
 10年経験者研修において「安全指導(生活安全、	小学校:17.3%(19 教委/110 教委)
「0 中枢級有効形において「女主指導(主括女主、 交通安全、災害安全) を扱っている地方公共団	中学校:18.2%(20 教委/110 教委)
体の割合(校外研修の実施状況)	高等学校:23.5%(16教委/68教委)
(以)的自《汉外则[60]	特別支援学校:20.0%(12教委/60教委)
	小学校:40.9%(45 教委/110 教委)
10年経験者研修において「危機管理」を扱って	中学校:40.9%(45 教委/110 教委)
いる地方公共団体の割合(校外研修の実施状況)	高等学校:41.2%(28 教委/68 教委)
	特別支援学校:45.0%(27教委/60教委)
管理職研修において、学校安全に関する内容を	_
扱っている地方公共団体の割合	_
教職課程を有する大学において、学校安全に関す	_
る科目を設定している割合	

(2) 安全に関する教育の充実方策

施策目標5 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。

参考指標				現状 (平成 27 年度)		
学校安全計画において、各教科等において、年間に指導する内容を				内容を		
位置付け実践している学校の割合					_	-
生活安全について指導している学校の割合				99.6%		
土伯女主に が、て相等し	ている子及の	クロロ			(36, 330 校/	′36, 487 校)
指導している教育活動の	時間					(単位:%)
	教 科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会・ 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校(20,015 校)	46.0	25.5	79.3	17.6	84.9	11.9
中学校(10, 268 校)	37.9	33.0	55.3	22. 2	80.3	13.7
高等学校(5,041 校)	33.5	22.1	60.4	21. 7	76.1	12.5
中等教育学校(51 校)	45.1	39. 2	54.9	37.3	80.4	13.7
特別支援学校 (1,112 校)	28.7	22.3	57.6	18.9	73.7	24.0
計 (36, 487 校)	41.5	27.1	69.2	19.5	82.0	12.9
災害安全について指導し	災害安全について指導している学校の割合				99. (36, 386 校/	,
 指導している教育活動の	1時間				(30, 300 /X/	(単位:%)
相等している教育伯勤の	144.11	₩Δ <i>hh+</i> >	旧文人		_	(平位, /0)
	教 科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会・ 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校(20,015 校)	52.3	30.2	87.2	10.6	80.1	11.6
中学校(10, 268 校)	51.1	37.4	70.1	16.4	74.0	12.4
高等学校(5,041 校)	36.3	21.7	77.3	16.1	66.8	10.2
中等教育学校(51 校)	51.0	37.3	74.5	27.5	66.7	13.7
特別支援学校 (1,112 校)	29.0	23.6	77.8	13.5	68.2	22.4
計 (36, 487 校)	49.1	30.8	80.7	13.1	76.2	12.0
交通安全について指導し	交通安全について指導している学校の割合				99. (36, 325 校/	•
指導している教育活動の	指導している教育活動の時間 (単位:%)				(単位:%)	
	教 科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会・ 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校(20,015 校)	45.7	24.5	85.0	16.4	85.0	13.1
中学校(10, 268 校)	33.2	31.3	57.0	27.4	80.5	16.8
高等学校(5,041 校)	33.1	20.3	64.9	27.0	74.7	16.2
中等教育学校(51 校)	41.2	27.5	60.8	33.3	88. 2	19.6
特別支援学校 (1,112 校)	26.9	24.4	57.1	18.3	71.9	28. 1
計 (36, 487 校)	39.8	25.8	73.5	21.1	81.9	15.0

施策目標6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、 学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)の改善を行う。

参考指標	現状(平成 27 年度)
学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、	92.9%
同計画の見直しを行った学校の割合(再掲)	(43, 475 校/46, 821 校)

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

施策目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが 必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。

参考指標	現状(平成 28 年度)		
公立学校施設の耐震化率 (小中学校)	98.1% (115,099棟/117,327棟)		
国立学校施設の耐震化率	97.9% (2,694万㎡/2,751万㎡)		
私立学校施設の耐震化率(幼稚園~高等学校等)	8 6 . 4 % (17, 925 棟/20, 746 棟)		
私立学校施設の耐震化率 (大学等)	88.8% (4,061万㎡/4,572万㎡)		

施策目標8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた 安全管理体制を充実する。

参考指標	現状(平成 27 年度)
非常時の安全に関わる設備や備品を備えている学校の割合	9 9. 6% (48, 282 校/48, 497 校)
自動体外式除細動器 (AED) を設置又は平成 28 年度内に設置を予定	93.9%
している学校の割合	(45,558校/48,497校)
自動体外式除細動器 (AED) を設置している学校の内、日常的に点検している学校の割合	98.3% (44,337校/45,094校)
全ての教職員を対象とした、自動体外式除細動器 (AED) の使用を	7 0. 9 %
含む応急手当講習を行っている学校の割合	(34, 387 校/48, 497 校)
学校敷地内への不審者の侵入防止のための対応や校舎内への不審	96.9%
者の侵入防止のための対応をとっている学校の割合	(46,970校/48,497校)
学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や学校へ不審者が	97.9%
侵入するなどの緊急時に備えた対応をとっている学校の割合	(47,495校/48,497校)
緊急地震速報受信システムを設置又は平成 28 年度内に設置を予定	47.0%
している学校の割合	(22,816校/48,497校)

(4) 学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

施策目標9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。

此中401人工出來完04日已日7。					
参考指標				現状	(平成 27 年度)
学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合			99.1%		
于仅V///他成及U成/// (V)及 :=	上点便を 美旭 しにす	一収りから		(48, 07	3 校/48, 497 校)
 通学・通問取の安全占権を	通学・通園路の安全点検を実施した学校の割合				86.8%
世子	を美胞しに子仪の割合			(42, 07	7 校/48, 497 校)
通学・通園路の安全点検	通学・通園路の安全点検の実施状況				(単位:%)
	三領域いずれか	生活安全	災害	子安全	交通安全
幼稚園(10, 183 校)	65.6	43.3	3 9). 7	59.8
幼保連携型認定こども園 (1,825 校)	54.0	34.8	33.7		47.6
小学校(20,015 校)	99. 3	89.1	7 6	5. 5	97.7
中学校(10, 268 校)	93.8	75.1	6 2	2. 4	88.6

施策目標 10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対 応に関する指針」に基づく調査を行う。

参考指標	現状
「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象の事故全てについ	
て基本調査を実施している学校の割合	_

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

施策目標 11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。

施策目標 12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制 を構築する。

参考指標	現状(平成 27 年度)
地域安全委員会や学警連等、児童生徒等の安全確保を図るため、家 庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うため の会議を開催している学校の割合	87.3% (42,349 校/48,497 校)
学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担 当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学 校の割合	63.5% (30,784校/48,497校)
学校内外において、地域のボランティアなどによる巡回・警備が行	66.1%
われている学校の割合	(32,054 校/48,497 校)
学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体	33.1%
制が整備されている学校の割合	(16,036 校/48,497 校)
地域の行政機関との安全に関する情報共有や共同訓練等を行って いる学校の割合	_

参考資料 目次

〇第2次学校安全の推進に関する計画【概要】——————	3 7
〇学校安全に関する参考資料——————	4 0
〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定までの経過 ————	7 3
〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問)————	7 5
〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)————	7 8
〇第8期中央教育審議会委員名簿————————————————————————————————————	7 9
〇第8期中央教育審議会初等中等教育分科会委員名簿—————	8 0
〇第8期中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会委員名簿———	8 1
〇学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第五十六号) 学校安全関係条文抜粋————————————————————————————————————	82

第2次学校安全の推進に関する計画 【概要】

I これまでの取組と課題

1. 第1次計画期間中の取組

東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が 改めて認識され、実践的な安全教育が推進された。また、学校施設の防災対策や防災マニュアルの 整備、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等が推進された。さらに、 外部の専門家や専門機関の知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

2. 課題

児童生徒等が巻き込まれる犯罪被害や交通事故等は減少しているものの、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた様々な安全上の課題が明らかとなっており、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い。このため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。また、各学校における安全教育や安全管理、家庭・地域との連携の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、これらを解消し、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

Ⅱ 今後の方向性

- 1. 目指すべき姿
 - ①全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力を身に付ける**ことを目指す。
 - ②学校管理下における児童生徒等の事故に関し、<u>死亡事故の発生件数については限りなくゼロ</u>とすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については<u>障害や重度の負傷を伴う事故を中心に</u> 減少傾向にすることを目指す。

2. 推進方策

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、**組織的な取組を的確に行えるような体制を構築**するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた**学校安全に関する資質・能力を身に付ける**。

【施策目標】

- ○全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心 とした組織的な学校安全体制を構築する。
- ○全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。

- ○全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機 管理マニュアルの改善を行う。
- ○全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安 全に関する研修等を受ける。

【具体的取組】

学校における人的体制の整備 / 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底 / 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(2) 安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュ ラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点から の授業改善により、**系統的・体系的で実践的な安全教育を実施**する。

【施策目標】

- ○全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
- 〇全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校 安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)の改善を行う。

【具体的取組】

「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進 / 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実 / 現代的課題への対応

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの<u>老朽化対策</u>を推進するとともに、<u>私立学校における構造体の耐震化</u>の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【施策目標】

- 〇全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要 な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- ○全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全 管理体制を充実する。

【具体的取組】

学校施設の安全性の確保のための整備 / 非常時の安全に関わる設備の整備充実

(4) 学校安全に関する PDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の<u>調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル(PDCA</u>サイクル)として実施する。

【施策目標】

- ○全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 〇全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に 関する指針」に基づく調査を行う。

【具体的取組】

学校における安全点検 / 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、**保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築**し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【施策目標】

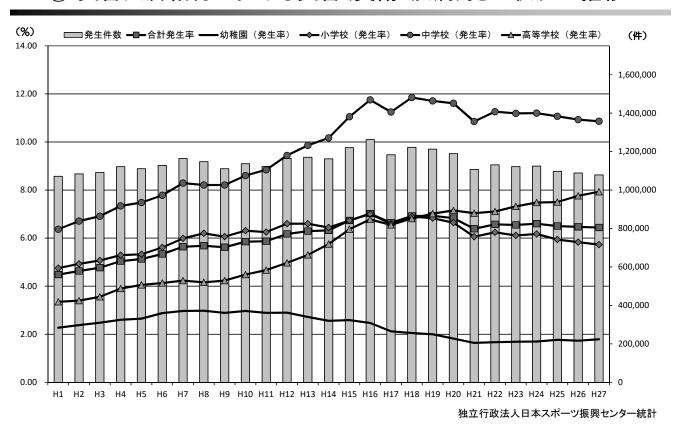
- ○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- ○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

【具体的取組】

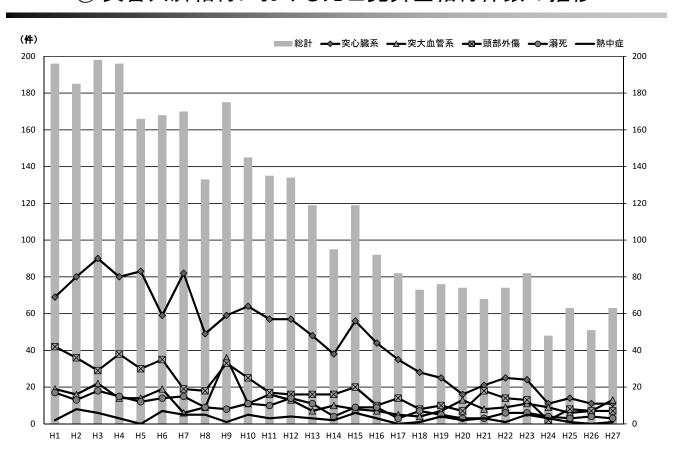
家庭、地域との連携・協働の推進 / 関係機関との連携による安全対策の推進

学校安全に関する参考資料

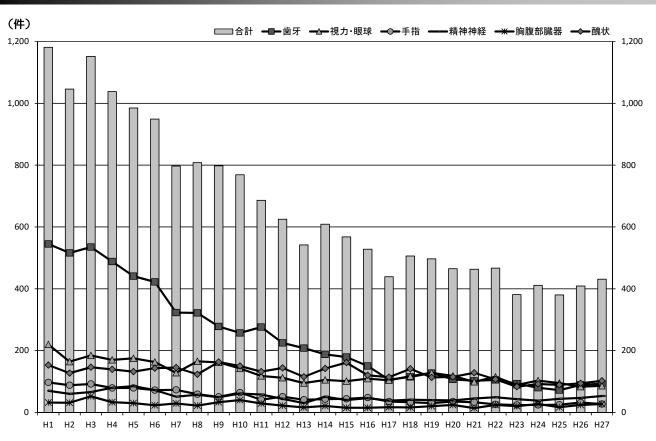
① 災害共済給付における災害(負傷・疾病)発生状況の推移



② 災害共済給付における死亡見舞金給付件数の推移

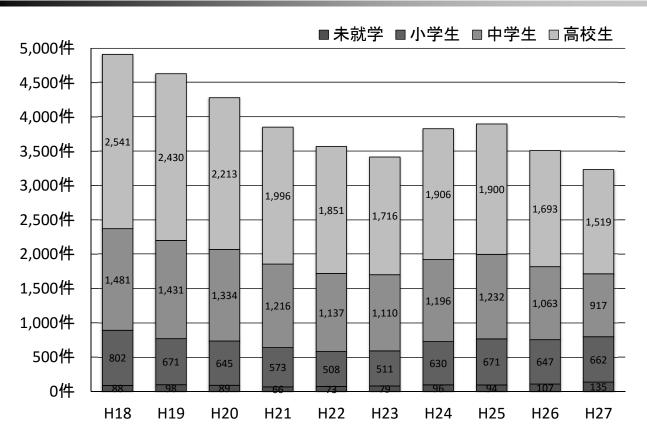


③災害共済給付における障害見舞金給付件数の推移

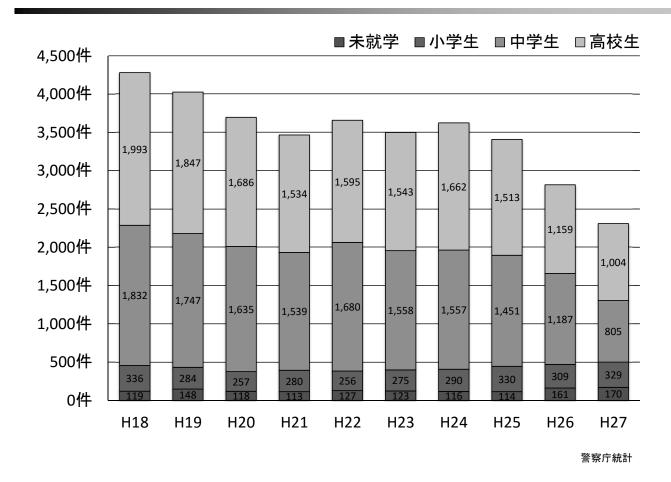


独立行政法人日本スポーツ振興センター統計

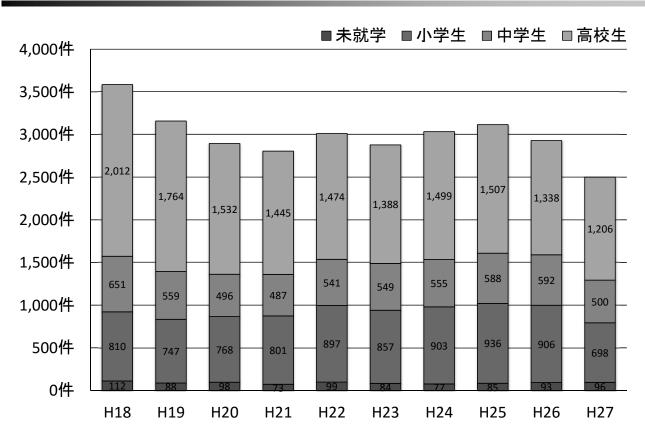
④ 児童生徒犯罪被害認知件数(暴行)



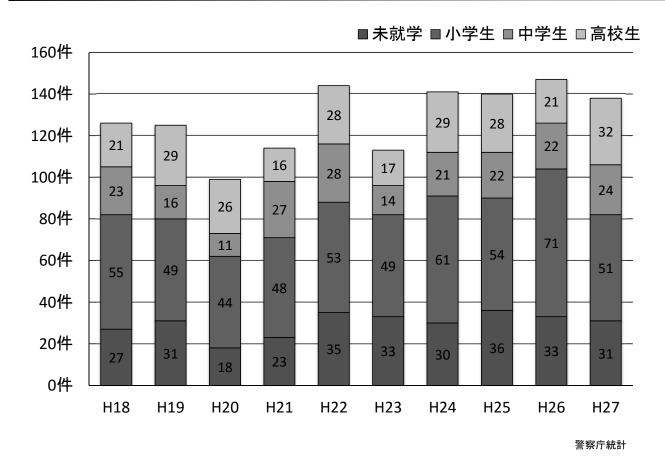
⑤ 児童生徒犯罪被害認知件数(傷害)



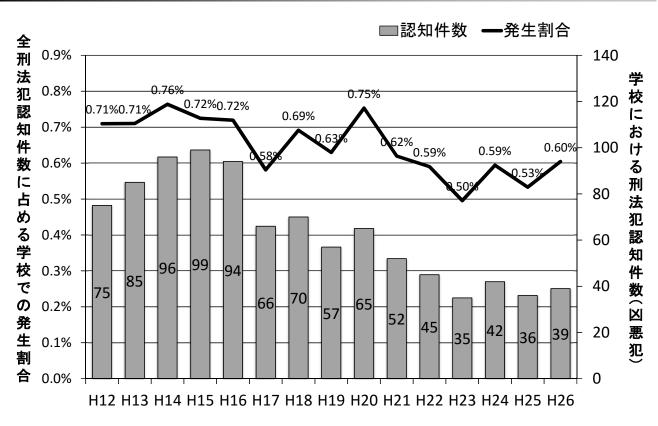
⑥ 児童生徒犯罪被害認知件数(強制わいせつ)



⑦ 略取誘拐被害認知件数(年齡別)

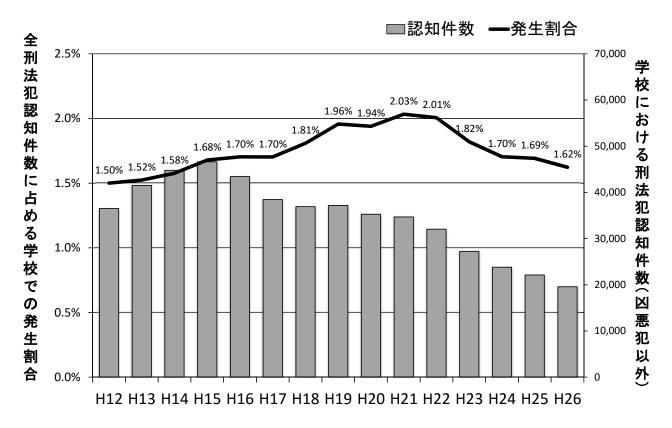


⑧ 学校における刑法犯認知件数と発生割合(凶悪犯)



注)本グラフにおける「凶悪犯」:殺人、強盗、放火、強姦

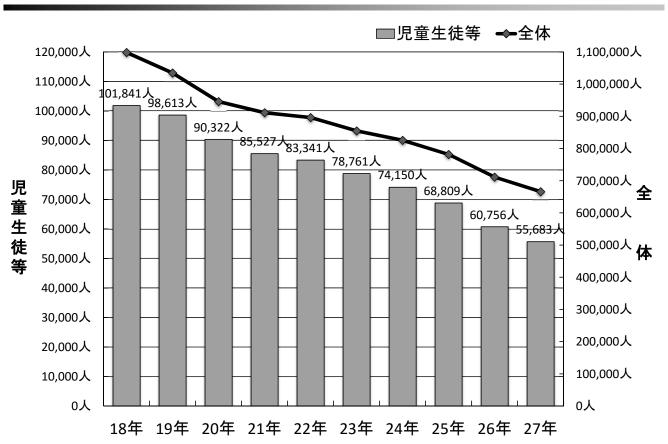
⑨ 学校における刑法犯認知件数と発生割合(凶悪犯以外)



注)本グラフにおける「凶悪犯以外」: 窃盗、詐欺、強制わいせつ、住居侵入等

警察庁統計

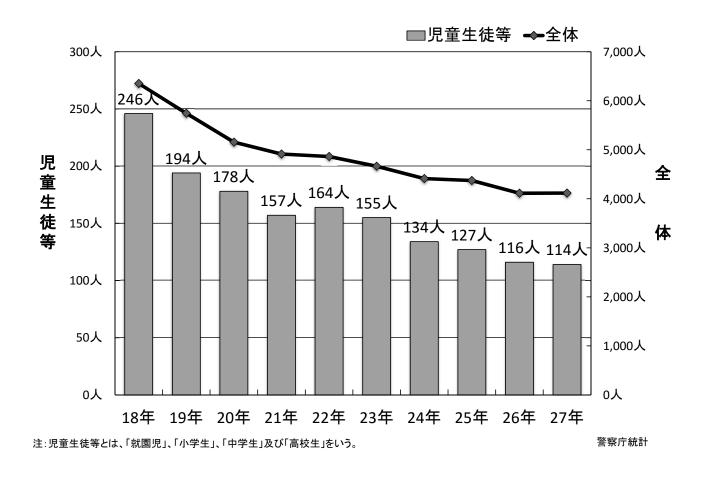
⑩児童生徒等の交通事故負傷者数の推移



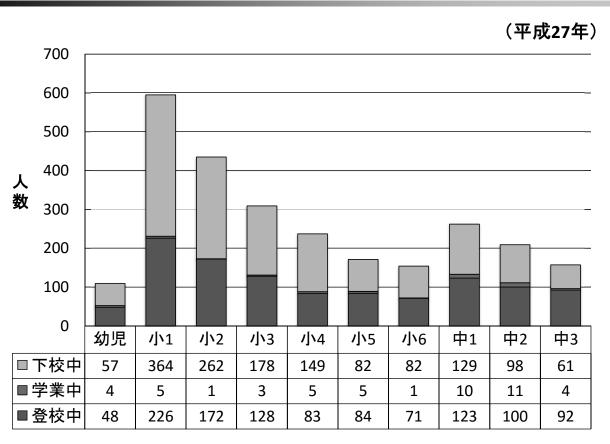
注:児童生徒等とは、「就園児」、「小学生」、「中学生」及び「高校生」をいう。

警察庁統計

⑪児童生徒等の交通事故死者数の推移



① 児童生徒等の通学・通園時の交通事故死傷者数(歩行者)



注:児童生徒等とは、「就園児」、「小学生」及び「中学生」をいう。

③ 地震の発生状況

※気象庁HP「日本付近で発生した主な被害地震」より、平成18年~28年10月に震度6弱以上を計測したもの

発生年月日	M 震央地名(地震名)	人的被害	物的被害	最大震度	津波
平成19年(2007年)3月25日	6.9 能登半島沖(平成19年(2007年)能登半島地震)	死 1 負 356	住家全壊 686棟 住家半壊 1,740棟など	6強	22cm
平成19年(2007年)7月16日	6.8 新潟県上中越沖(平成19年(2007年)新潟県中越沖地震)	死 15 負 2,346	住家全壊 1,331棟 住家半壊 5,710棟 住家一部破損 37,633棟など	6強	32cm
平成20年(2008年)6月14日	7.2 岩手県内陸南部(平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震)	死 17 不明 6 負 426	住家全壊 30棟 住家半壊 146棟など	6強	
平成20年(2008年)7月24日	6.8 岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊 1棟 住家一部破損 379棟	6弱	
平成21年(2009年)8月11日	6.5 駿河湾	死 1 負 319	住家半壊 6棟 住家一部破損 8,672棟	6弱	36cm
平成23年(2011年)3月11日	9.0 三陸沖(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	死 19,418 不明 2,592 負 6,220	住家全壊 121,809棟 住家半壊 278,496棟 住家一部破損 744,190棟	7	9.3m以上
平成23年(2011年)3月12日	6.7 長野県·新潟県県境付近	死 3 負 57	住家全壊 73棟 住家半壊 427棟など	6強	
平成23年(2011年)3月15日	6.4 静岡県東部	負 75	住家半壊 103棟 住家一部破損 984棟	6強	
平成23年(2011年)4月7日	7.2 宮城県沖	死 4 負 296	平成23年3月11日災害に含む	6強	
平成23年(2011年)4月11日	7.0 福島県浜通り	死 4 負 10	平成23年3月11日災害に含む	6弱	
平成23年(2011年)4月12日	6.4 福島県中通り	負 1	平成23年3月11日災害に含む	6弱	
平成25年(2013年)4月13日	6.3 淡路島付近	負 35	住家全壊 8棟 住家半壊 101棟 住家一部破損 8,305棟など	6弱	
平成26年(2014年)11月22日	6.7 長野県北部	負 46	住家全壊 77棟 住家半壊 137棟 住家一部破損 1,626棟など	6弱	
平成28年(2016年)4月14日~	7.3 熊本県熊本地方など(平成28年(2016年)熊本地震)	死 145 負 2,586	住家全壊 8,324棟 住家半壊 31,538棟 住家一部破損 143,033棟	7	
平成28年(2016年)6月16日	5.3 内浦湾	負 1	住家一部破損 3棟	6弱	
平成28年(2016年)10月21日	6.6 鳥取県中部	負 28	住家全壊 14棟 住家半壊 75棟 住家一部破損 11,500棟など	6弱	

④ 災害をもたらした気象事例(1)

※気象庁HP「災害をもたらした気象事例」より、平成18年~28年8月に死者を出した気象事例を抽出 ※平成21年以降の災害は、速報による

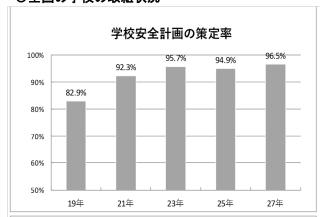
発生	年月日	事例	概要	人的被害	物的被害
平成18年(2006年)	6月21日~6月28日	梅雨前線による大雨	熊本県を中心に西日本で大雨。	死者1名、負傷者8名	住家全壊1棟、一部損壊18棟 床下浸水96棟など
平成18年(2006年)	7月15日~7月24日	平成18年7月豪雨	長野県、鹿児島県を中心に九州、山陰、近畿、北陸 地方の広い範囲で大雨。	死者28名、 行方不明者2名、負傷者46名	住家全壊275棟、半壊1264棟、一部損壊169棟 床上浸水1572棟、床下浸水5424棟など
平成18年(2006年)	9月15日~9月20日	台風第13号		死者9名、行方不明者1名、 負傷者448名	住家全壊159棟、半壊514棟、一部損壊11,221棟 床上浸水189棟、床下浸水1,177棟など
平成18年(2006年)	10月4日~10月9日	低気圧による暴風と大雨	近畿から北海道にかけて暴風や大雨。	死者20名、負傷者57名	住家全壊1棟、住家半壊18棟、一部損壊978棟 床上浸水293棟、床下浸水1,004棟など
平成19年(2007年)	7月1日~7月17日	台風第4号と梅雨前線による大雨と暴風	沖縄から東北南部の太平洋側にかけての広い範囲で大雨。沖縄、西日本の太平洋側と伊豆諸島で 暴風。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者79名	住家全壊26棟、半壊26棟、一部損壊218棟 床上浸水420棟、床下浸水2,993棟など
平成19年(2007年)	9月5日~9月9日	台風第9号		死者1名、行方不明者2名、 負傷者90名	住家全壊11棟、半壊60棟、一部損壊830棟 床上浸水411棟、床下浸水1,309棟など
平成19年(2007年)	9月15日~9月18日	秋雨前線による大雨		死者3名、行方不明者1名、 負傷者5名	住家全壊6棟、半壊226棟、一部損壊8棟 床上浸水390棟、床下浸水1,124棟など
平成20年(2008年)	7月27日~7月29日	大気の状態不安定による大雨と突風		死者6名、行方不明者0名、 負傷者13名	住家全壊6棟、半壊16棟、一部損壊15棟 床上浸水585棟、床下浸水2,426棟など
平成20年(2008年)	8月4日~8月9日	大気の状態不安定による大雨		死者5名、行方不明者0名、 負傷者0名	住家全壊0棟、半壊0棟、一部損壊2棟 床上浸水92棟、床下浸水269棟など
平成20年(2008年)	8月26日~8月31日	平成20年8月末豪雨	愛知県を中心に東海・関東・中国および東北地方な どで記録的な大雨。	死者2名、行方不明者0名、 負傷者7名	住家全壊6棟、半壊7棟、一部損壊41棟 床上浸水3,106棟、床下浸水19,355棟など
平成21年(2009年)	7月19日~7月26日	平成21年7月中国•九州北部豪雨		死者36名、行方不明者0名、 負傷者59名	住家全壊52棟、半壊102棟、一部損壊230棟 床上浸水2,139棟、床下浸水9,733棟など
平成21年(2009年)	8月8日~8月11日	熱帯低気圧・台風第9号による大雨		死者25名、行方不明者2名、 負傷者23名	住家全壊183棟、半壊1130棟、一部損壊34棟 床上浸水974棟、床下浸水4,645棟など
平成21年(2009年)	10月6日~10月9日	台風第18号による暴風・大雨(速報)		死者5名、行方不明者0名、 負傷者139名	住家全壊9棟、半壊86棟、一部損壊4,576棟 床上浸水571棟、床下浸水3,121棟など
平成22年(2010年)	7月10日~7月16日	梅雨前線による大雨(速報)		死者17名、行方不明者5名、 負傷者21名	住家全壊43棟、半壊91棟、一部損壊219棟 床上浸水1,844棟、床下浸水6,086棟など
平成22年(2010年)	10月18日~10月21日	前線による大雨		死者3名、行方不明者0名、 負傷者2名	住家全壊10棟、半壊443棟、一部損壊12棟 床上浸水116棟、床下浸水851棟など

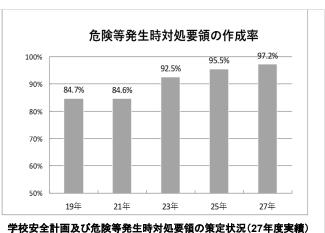
⑭ 災害をもたらした気象事例(2)

発生	上年月日	事例	概要	人的被害	物的被害
平成23年(2011年)	7月27日~7月30日	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県や福島県会津で記録的な大雨。	死者4名、行方不明者2名、 負傷者13名	住家全壊74棟、半壊1,000棟、一部損壊36棟 床上浸水1082棟、床下浸水7,858棟など
平成23年(2011年)	8月30日~9月6日	台風第12号による大雨	紀伊半島を中心に記録的な大雨。	死者82名、行方不明者16名、 負傷者113名	住家全壊379棟、半壊3,159棟、一部損壊470棟 床上浸水5,500棟、床下浸水16,594棟など
平成23年(2011年)	9月15日~9月22日	台風第15号による暴風・大雨 (速報)	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な 大雨。	死者19名、行方不明者1名、 負傷者425名	住家全壊34棟、半壊1,524棟、一部損壊3,665棟 床上浸水2,270棟、床下浸水6,297棟など
平成24年(2012年)	7月11日~7月14日	平成24年7月九州北部豪雨	九州北部を中心に大雨。	死者30名、行方不明者3名、 負傷者34名	住家全壊276棟、半壊2,306棟、一部損壊192棟 床上浸水2,574棟、床下浸水8,409棟など
平成24年(2012年)	8月13日~8月14日	前線による大雨(速報)	近畿中部を中心に大雨。	死者1名、行方不明者2名	河川の増水や住宅の浸水、がけ崩れ発生
平成24年(2012年)	9月15日~9月19日	台風第16号および大気不安定による大雨・暴風・高 波・高潮 (速報)	沖縄地方から近畿地方太平洋側にかけて大雨・暴風。沖縄 地方、九州地方を中心に高波・高潮。	死者2名	沖縄地方から東海地方にかけての広い範囲で住家損壊、土砂災害、浸水 害、沖縄地方および九州地方から近畿地方にかけて、高潮による住宅の 浸水や道路の冠水
平成25年(2013年)	7月22日~8月1日	梅雨前線および大気不安定による大雨(速報)	西日本から北日本の広い範囲で大雨。	死者2名、行方不明者2名、 負傷者11名	住家全壊49棟、半壊72棟、一部損壊68棟 床上浸水774棟、床下浸水1,218棟など
平成25年(2013年)	8月9日~8月10日	大気不安定による大雨(速報)	秋田県、岩手県を中心に記録的な大雨。	死者8名、負傷者12名	住家全壊12棟、半壊118棟、一部損壊1棟 床上浸水315棟、床下浸水1,626棟など
平成25年(2013年)	9月15日~9月16日	台風第18号による大雨(速報)	四国地方から北海道の広い範囲で大雨。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者143名	住家全壊48棟、半壊208棟、一部損壊1,394棟 床上浸水3,011棟、床下浸水7,078棟など
平成25年(2013年)	10月14日~10月16日	台風第26号による暴風・大雨(速報)	西日本から北日本の広い範囲で暴風・大雨。	死者40名、行方不明者3名、 負傷者130名	住家全壊86棟、半壊61棟、一部損壊947棟 床上浸水1884棟、床下浸水4,258棟など
平成26年(2014年)	2月14日~2月19日	発達した低気圧による大雪・暴風雪(速報)	関東甲信、東北、北海道で大雪・暴風雪。	死者24名	近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生
平成26年(2014年)	7月6日~7月11日	台風第8号および梅雨前線による大雨と暴風(速報)	沖縄地方、九州南部・奄美地方で暴風・大雨。	死者3名、負傷者67名	住家全壊14棟、半壊3棟、一部損壊107棟 床上浸水331棟、床下浸水1,053棟など
平成26年(2014年)	7月30日~8月11日	台風第12号、第11号と前線による大雨と暴風(速報) (平成26年8月豪雨)	四国を中心に広い範囲で大雨。	死者6名、負傷者92名	住家全壊14棟、半壊162棟、一部損壊857棟 床上浸水1,648棟、床下浸水5,163棟など
平成26年(2014年)	8月15日~8月20日	前線による大雨(速報) (平成26年8月豪雨)	西日本から東日本の広い範囲で大雨。	死者84名、負傷者75名	住家全壊214棟、半壊346棟、一部損壊3,224棟 床上浸水3,203棟、床下浸水6,503棟など
平成26年(2014年)	10月4日~10月6日	台風第18号による大雨と暴風(速報)	東日本太平洋側を中心に大雨。沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者72名	住家全壊2棟、半壊4棟、一部損壊251棟 床上浸水671棟、床下浸水1,869棟など
平成27年(2015年)	6月2日~7月26日	梅雨前線および台風第9号、第11号、 第12号による大雨	九州南部、奄美地方を中心に大雨。	死者計2名	土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が発生し、甚大な被害
平成27年(2015年)	9月7日~9月11日	台風第18号等による大雨(速報) (平成27年9月関東・東北豪雨)	関東、東北で記録的な大雨。	死者8名、負傷者79名	住家全壊79棟、半壊6,014棟、一部損壊410棟 床上浸水2,870棟、床下浸水10,059棟など
平成28年(2016年)	6月19日~6月30日	梅雨前線による大雨(速報)	西日本を中心に大雨。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者9名	住家全壊11棟、半壊15棟、一部損壊85棟 床上浸水389棟、床下浸水1,129棟など
平成28年(2016年)	8月16日~8月31日	台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による 大雨・暴風(速報)	東日本から北日本を中心に大雨・暴風。 北海道と岩手県で記録的な大雨。	死者計24名、行方不明者計5名、 負傷者計97名	住家全壊計504棟、半壊計2,383棟、一部損壊計1,455棟 床上浸水計869棟、床下浸水計3,879棟など

⑤ 学校の安全管理に関する取組状況(1)

○全国の学校の取組状況



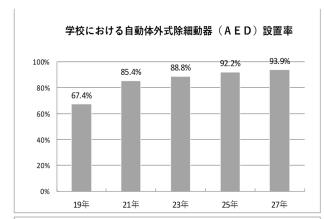


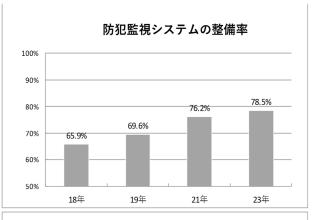
学校安全点検の実施率 100% 91.9% 91.0% 91.9% 91.0% 96.0% 19年 21年 23年 25年 27年

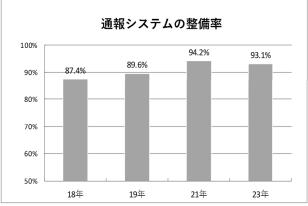
	学校安全計画の策定状況(%)			危険等発生時対処要領作成状況(%)		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立
小学校	100	100	87.9	100	100	91.5
中学校	98.6	100	85.0	100	99.9	92.6
高校	94.1	100	84.5	100	100	91.8
中等教育	100	100	93.8	100	100	93.8
特別支援	97.8	99.7	61.5	100	100	76.9
幼稚園	98.0	99.4	82.8	100	99.7	83.7
こども園	-	99.7	86.5	100	99.7	92.8
計	98.5	99.9	83.8	100	99.9	87.0
全体計		96.5			97.2	

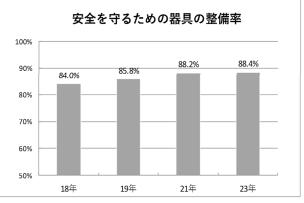
文部科学省調査

⑤ 学校の安全管理に関する取組状況(2)









文部科学省調査

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

背景

- 〇教育課程·授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの 授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- ○「チーム学校」の実現

- ○社会環境の急速な変化
- ○学校を取り巻く環境変化
 - ·大量退職·大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- ○自ら**学び続けるモチベーションを維持できる環境整備**
- ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- ○初任者研修·十年経験者研修の制度や運用の見直し が必要

【採用】

- ○優秀な教員の確保のための**求める教員像の明 確化、選考方法の工夫**が必要
- ○**採用選考試験への支援方策**が必要
- 〇採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の 是正に配慮することが必要

【養成】

- ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的 な学修」という認識が必要
- ○学校現場や教職に関する実際を体験させる機会 の充実が必要
- ○**教職課程の質の保証・向上**が必要
- ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善 が必要

【全般的事項】

- ○**大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組み**が必要
- ○**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、**制度設計を進めていくことが重要
- ○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】〇義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

養成・採用・研修を通じた方策~「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援~

ベテラン段階 より広い視野で役割を果 たす時期

【継続的な研修の推進】

- 校内の**研修リーダーを中心とした体制作り**など**校内研修推進**のための支援等の充実
- メンター方式の研修(チーム研修)の推進
- 大学、教職大学院等との連携、教員育成協議会活用の推進
- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 等に対応した研修の推進・支援

中堅段階

1~数年目

教職の基盤を固める時期

現職研修の改革

【初任研改革】

- 初任研運用方針の見直し(校内研修の重視・校外研修の精選)
- ・ 2,3年目など初任段階の教員への研修との接続の促進

【十年研改革】

- 研修実施時期の弾力化
- 目的・内容の明確化(ミドルリーダー育成)

【管理職研修改革】

- 新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

採用段階

採用段階の改革



- 円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- 教員採用試験の共同作成に関する検討
- 特別免許状の活用等による多様な人材の確保

養成段階

学び続ける教師」の基礎 力を身につける時期

養成内容の改革



- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 等に対応した教員養成への転換
- 学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け)
- 教職課程に係る質保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進
- 「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大くくり化

教員育成指標

ī

【現職研修を支える基盤】

- (独)教員研修センターの機能強化(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)
- 教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化 1.
- 研修機会の確保等に必要な教職員定数の拡充
- 研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実

○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- 国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成 (グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)



作 嵬

各科目に含	各科目に含めることが必要な事項	車修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、 庭及び体育のうち一以上について修得する。	4、生活、音楽、図画工作、家 ること	∞	∞	4
教職の意義及び教員の役割	員の役割			
:員の職務内容(研 :。)	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
路選択に資する名	進路選択に資する各種の機会の提供等			
で育の理念並びに教	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
り見、児童及び生徒 程(障害のある幼児 なび学習の過程を含	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	9	9	4
教育に関する社会的	こ関する社会的、制度的又は経営的事項			
教育課程の意義及び編成の方法	が編成の方法			
各教科の指導法 (一種:2単位×9教	S教科の指導法 一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
道徳の指導法(一種	:2単位、二種:1単位)	22	22	14
特別活動の指導法				
女育の方法及び技∜ stむ。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を 含む。)			
生徒指導の理論及び方法	/方法			
な育相談(カウンセ!) らむ。)の理論及び	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	4
進路指導の理論及び方法	/方法			
		5	5	5
		2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37

;;) 画 民

■の事項は備考において単位数を設定

	各科目に含めることが必要な事項	車修	—種	重
教科及び教科の指 導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用 を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解 に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム 学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 は。) こ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の 過程 本 ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 他に対する理解(1単位以上修得) へ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラ ム・マネジメントを含む。)	10	10	9
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	©
教育実践に関する 科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目	する科目	26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は 廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、 アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。 ※教育実営に字校インターンンッフを含む場合には、当該字校種の教育実営の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も 考えられる。

-ムとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)

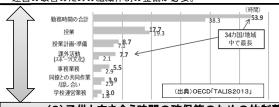
学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積む ことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チ -ムとしての学校」が求められている。

-ムとしての学校」が求められる背

(1)新しい時代に求められる資質・能力を育む 教育課程を実現するための体制整備

○新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「<u>社会に</u> **開かれた教育課程**」を実現することが必要。

○そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不 断の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通した組織 運営の改善のための組織体制の整備が必要



(2)複雑化・多様化した課題を解決する ための体制整備

○いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応 など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。

- ○貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**
- ○課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3)子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- ○我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- ○我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。
- ○我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1)「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、<u>学校の</u> マネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

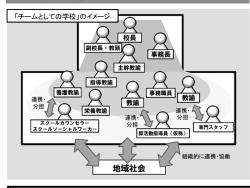
(2)「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすること が重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3)国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮**して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための 具体的な改善方策



(1)専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにする ため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令 に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- ニングの実施やいじめ、特 別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の 増加、子供の貧困等に対応した必要な教 職員定数の拡充
- 〇指導教諭の配置促進等による指導体制 の充実

③地域との連携体制の整備

〇地域との連携を推進するため、地域連携 担当教職員(仮称)を法令上明確化

②教員以外の専門スタッフの参画

- 〇心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位 置付けを明確にし、配置充実につなげるため、ス ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを 法令に位置付け
- 〇学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配 置を充実
- 〇教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等 を行うことができる職員として、部活動指導員(仮 称)を法令に位置付け
- 〇医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するた め、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2)学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリー ・シップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する

①管理職の適材確保

○教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験 教職人子に守いるが是に、エイス間子とでする させることによる、管理職の計画的な養成 マネジメント能力を身に付けさせるための管理職 研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- ○管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の 拡充による主幹教諭の配置の促進
- ○主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため 具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プ ログラムを開発

③事務体制の強化○事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し 〇学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同 実施組織について、法令上明確化

(3)教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

○教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果 を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映 ○教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため

文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単 位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」 等を活用した研修を実施
- ○教職員が健康を維持して教育に携わることができる よう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメン タルヘルス対策を推進

- ③教育委員会等による学校への支援の充実 ○学校の指導方法の改善等を支援するため、小規 模市町村において、専門的な指導・助言を行う指 導主事の配置を充実
- 〇弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支 援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

16 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21) 背景

- ○地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- ○学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- ○これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築 等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- ○現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更な る推進の加速**が必要
- 制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- ○学校運営の責任者である校長のリーダーシップを¦○従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の より一層発揮させる必要
- するのではとの**懸念を払拭**する必要

【地域における学校との協働体制】

- ○子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向 上し、持続可能な地域社会を創ることが必要
- ○元々、学校の<u>ガバナンス強化</u>を目的に導入された【○地域と学校が連携・協働して、<u>地域全体で子供</u> たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
 - 活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- ○教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱「○地域住民や学校との連絡調整等を担うコーディ **ネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- ○両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- ○学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

今後の地域における学校との協働体制の在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

地域と相互に連携・協働した活動を展開 するための抜本的な方策の推進が必要

中央教育審議会答申(平成27年12月)

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域** 学校協働本部」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担 う子供たちの成長を支える活動 (地域学校協働活動) を推進する。

体制の改善	現状・課題	提言内容
①「地域学校 協働活動」の 推進	・少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、 <u>社会総掛かりでの教育の実現を図る必要</u> がある。	◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を 担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動 を「地域学校協働活動」として積極的に推進。
	・これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果は評価。	◆「支援」から「連携・協働」、個別の活動から 「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制 としての <u>「地域学校協働本部」を全国的に整備</u>
	・一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の <u>活動間の連携が十分でない</u> 等の課題あり。	教育委員会による 地域学校協働活動推進のための 体制整備 について 法令上明確化
	・地域住民が学校の <u>パートナーとしてより主体</u> 的に参画し、地域と学校との関係を新たな関 <u>係(連携・協働)に発展</u> させることが必要。	
②コーディ ネート機能の 強化	・学校と地域のコーディネーターの下で、 特定の個人に依存するなど持続可能な体制で はない等の課題あり。	◆「地域コーディネーター」(地域住民や学校との連絡調整を実施)及び「統括的なコーディネーター」 (複数のコーディネーターとの連携調整等を実施)の配置や機能強化 (持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)を推進。

(※) この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

(16) 今後のコミュニティ・スクールの在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討

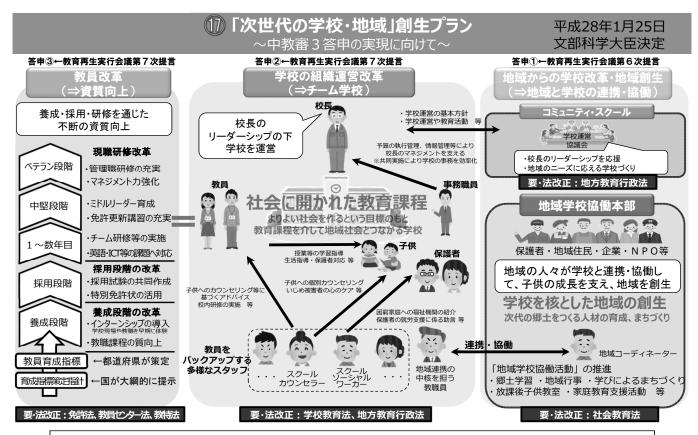


中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の<u>制度面・運用面の改善</u>とあわせ、教育委員会に学校 運営協議会の<u>設置の努力義務</u>を課すといった総合的な方策 により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

制度面の改善	現状・課題	提言内容(見直しの方向性)
①学校を応援する役割 の明確化	・ <u>学校運営</u> に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。 ・委員は、 <u>地域住民や保護者一般</u> が規定されているのみ。	・協議会の役割として、学校運営に加えて <u>学校支援</u> に関する協議を行える仕組みに。 ・学校支援活動に携わる者(<u>地域コーディ</u> <u>ネーター</u> 等)の <u>委員としての参画</u> を促進。
②校長のリーダーシップ発揮	・委員は教育委員会の任命とされ、 校長の関与は特段規定なし。	・委員の任命に当たり、<u>校長が意見申出</u>を行 えることとし、<u>校長がリーダーシップを発</u> <u>揮</u>できる仕組みに。
③任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任 命権者に申し出ることができる 他、 <u>特段の規律なし</u> 。	・コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、 <u>柔軟な運用</u> (※) <u>を確保</u> する仕組みに。 (※)柔軟な運用例:教育委員会規則で、個人を特定しない形での意見に限定
④複数校対象の設置を可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。	・小中一貫教育等の学校間の円滑な接続を図る観点から、複数校について一つの協議会 設置を可能とする仕組みに。

(※) この他、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面での負担を軽減するための方策等について提言。



「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

(18) 中教審3答申(平成27年12月21日)における 学校安全に関する記載(一部抜粋)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~(答申)

2. これからの時代の教員に求められる資質能力

学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。・・・従来指摘されている課題に加え、さきに述べた新しい時代に必要な資質能力の育成、そのためのアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など、新たな教育課題も枚挙にいとまがなく、一人の教員がかつてのように、得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ、これら全ての課題に対応することが困難であることも事実である。

- 4. 改革の具体的な方向性
- (4)新たな教育課題に対応した教員研修・養成
- 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養(知識・技能等)を備えおくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。
- 地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育,生徒指導や自然体験活動の充実,学校安全への対応,幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり,教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)

- 1.「チームとしての学校」が求められる背景
- (2)複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

(新たな教育課題への対応)

保護者や地域住民の期待に応えるため、土曜日の教育活動への取組や通学路の安全確保対策、感染症やアレルギー対策のような新しい健康問題への対策も求められている。

- 2.「チームとしての学校」の在り方
- (1)「チームとしての学校」を実現するための3つの視点
 - ③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備
 - (教育委員会等による支援)

教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう, 学校事故や訴訟が提起された場合など, 法令に基づく専門的な対応が必要な事項や子供の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し, 教育委員会において学校や教職員を支援する体制の整備が重要である。

(2)「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

(学校と地域との連携・協働)

子供の安全を確保する観点からも組織的かつ継続的に子供の安全確保に取り組むなど、地域との連携・協働やボランティア等の地域人材との連携・協働は欠かすことのできないものであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

(「チームとしての学校」と関係機関等との連携・協働)

従来から、学校は、生徒指導や子供たちの健康や安全、青少年の健全育成等の観点から警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関との連携に取り組んできたところであるが、「チームとしての学校」と関係機関との連携・協働について、組織的な取組を進めていく必要がある。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と 地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

- 1 これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿
- (2)子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

子供たちや学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、また、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について 第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

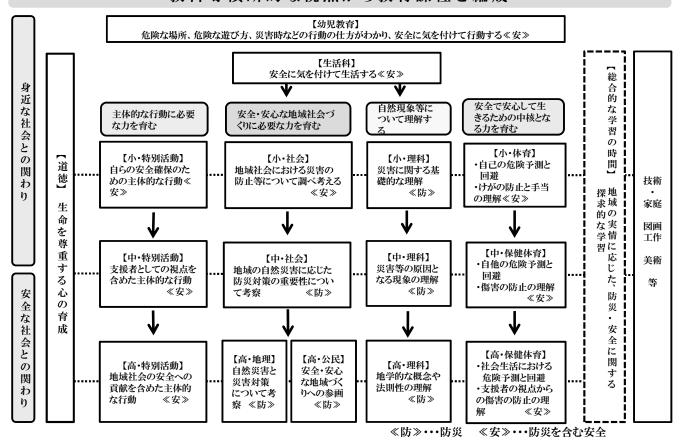
- ◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力 (子供にとっての魅力)
 - 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、 子供たちの命や安全を守ることにつながる。

(地域住民にとっての魅力)

防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、 地域の安全を守ることにつながる。

⑲ 防災を含む安全に関する教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



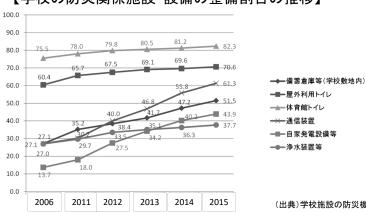
② 防災関係施設・設備の整備状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている公立学校の数・割合(2015年5月現在)】

学校種別	全学校数(校)	避難所指定 学校数(校)	割合(%)
小·中学校	29,851	28,177	94.4
高等学校	3,593	2,640	73.5
中等教育学校	31	20	64.5
特別支援学校	1,039	409	39.4
合計	34,514	31,246	90.5

【学校の防災関係施設・設備の整備割合の推移】



(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所)

② 公立学校施設の耐震化の状況

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

校舎等の耐震化 (公立小中学校)

〇 耐震化の進捗状況

○ 耐震化率:98. 1%(前年度 95.6%)

〇 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む): 2, 228棟

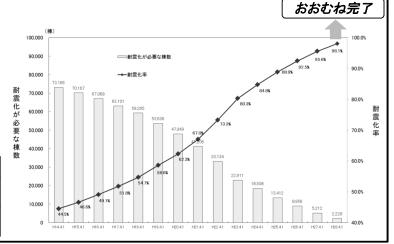
(前年度 5, 212棟)

■ このうち、倒壊の危険性が高い施設 (Is値0.3未満):397棟

(前年度 814棟)

〇 各自治体の耐震化の状況

	平成27年度	平成28年度
耐震化率100% 達成	1,200自治体 (67.4%)	1,453自治体 (81.6%)
耐震化未完了	580自治体 (32.6%)	327自治体 (18.4%)



「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成28年4月1日)」

吊り天井などの非構造部材 (公立小中学校)

〇 吊り天井について

落下防止対策実施率:95.0%(前年度 85.5%)

おおむね完了

〇 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率: 94.4% (前年度 93.0%) 対策実施率: 71.1% (前年度 64.5%)

② 公立学校施設の老朽化の状況

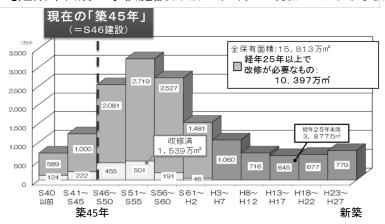
これまで耐震化を最優先に進めてきたが、その一方で、教育面や安全面・機能面で老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加。第2次ベビーブーム期にあわせて建築された学校が、今後「築45年」を迎え(現在の平均的な改築時期が築45年)、老朽施設ストックの更新時期が一斉に到来。

【築25年以上経過した学校施設がこの20年で急増】



※ 保有面積中の築25年経過した学校施設の割合を記載

【建築年代別の学校施設(平成27年5月1日現在・公立小中学校)】



② 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化の状況

国立大学等の施設は、昭和40年代から50年代に整備された施設が多く、耐震対策を優先的に進めてきた結果、耐震化はおおむね完了した一方、施設の老朽化が進行し、安全面・機能面に深刻な課題がある。

耐震化の状況(H28.5.1時点)

〇耐震化率: 97.9%

〇吊り天井の落下防止対策実施率: 93.6%

老朽化の状況(H28.5.1時点)

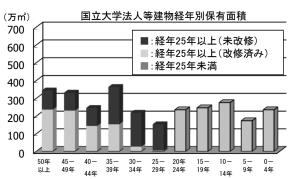
◆施設

〇経年25年以上の老朽施設:

<u>約1,659万㎡</u>(保有面積の<u>約59%</u>)

〇建築後50年以上の建物:

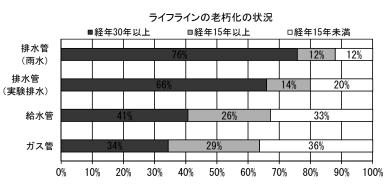
今後5年で倍増(12.2%→23.9%)





◆基幹設備(ライフライン)

- ○施設の老朽化により、安全面・機能面両面で様々な事故・不具 合が発生
- ○整備後30年を超えると長期利用停止につながる事故発生が急増 ※基幹設備(ライフライン)の耐用年数はおおむね15年



② 私立学校施設の耐震化の状況

私立学校施設の耐震化は大幅に遅れている状況であり、耐震化の一層の促進が課題。

校舎等の耐震化

幼稚園 高校等

〇耐震化率:86.4%

→ 公立小中学校と比べ11.7ポイントの遅れ

〇耐震性がない建物: 2,821棟

※耐震診断未実施の建物を含む

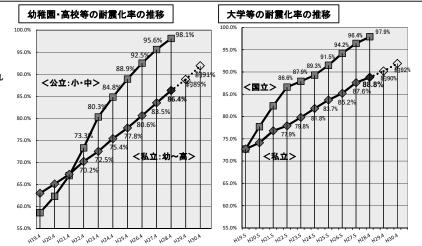
〇耐震診断実施率: 78.6%

大学等

〇耐震化率:88.8%

→ 国立大学と比べ9. 1ポイントの遅れ

〇耐震診断実施率:84.2%



吊り天井などの非構造部材

幼稚園 高校等

① 落下防止対策が未実施の吊り天井

を有する屋内運動場等の棟数:1,067棟

(全棟数4,494棟の23.7%)

② ①以外の耐震点検実施率: 67.3%

③ ①以外の耐震対策の実施率: 58.0%

大学等

______ ① 落下防止対策が未実施の吊り天井

を有する屋内運動場等の棟数: 1,255棟

(全棟数2,578棟の48.7%)

② ①以外の耐震点検実施率:71.8%

③ ①以外の耐震対策実施率:65.2%



平成28年11月28日 文 部 科 学 省 国 土 交 通 省 警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

平成24年度に全国で実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、関係機関が対策を進めているところですが、平成27年度末時点の対策の実施状況を以下のとおり取りまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成27年度末時点)

		箇所数	うち対策済み
×	対策必要箇所(全体数)	74,483	68,931
	教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,410
	道路管理者による対策箇所	45,060	40,793
	警察による対策箇所	19,715	19,479

- ※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。また、各実施機関による対策箇所数は、前回取りまとめ時点から一部変更されている。
- ※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による 立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に 信号機や横断歩道の新設等がある。

参考:緊急合同点検の実施状況

・緊急合同点検実施学校数 20,160 校

·緊急合同点檢実施簡所数 80,161箇所

· 対策必要箇所 74,483箇所

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の 実施状況について

第1. 調査の概要

平成25年12月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本的方針の策定について、平成27年度末時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査をした。

第2. 調查対象

市町村教育委員会

第3. 調査結果

1 推進体制の構築(全国1741市町村)

構築している	1594
構築していない	1 4 7

2 私立学校の参加状況(推進体制を構築している1594市町村)

参加している	8
参加していない	1 8 4
私立学校(小学校)の設置なし	1 4 0 2

3 プログラムの策定状況(推進体制を構築している1594市町村)

策定している	1529
策定していない	6 5

4 プログラムの公表状況 (プログラムを策定している1529市町村)

公表している	860
公表していない	669

5 プログラムの策定予定(プログラムを策定していない65市町村)

平成28年度中	4 6
未定	1 9

6 推進体制の構築予定(推進体制を構築していない147市町村)

平成28年度中	1 2 2
未定	2 5

②6 学校事故対応に関する指針〔概要版〕

趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26~27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※)独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象と なる「学校の管理下」参照

(事故発生直後の対応)

○ 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、 役割分担に基づき実施

(初期対応時の対応)

○ 学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】死亡事故及び

治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故

【報告先】<公立学校> 学校の設置者

市区町村立学校(指定都市立学校を除く。以下同じ。)の 事案の場合は都道府県教育委員会に報告

死亡事故については、国まで一報を行う(以下同じ。)

<国立学校> 学校の設置者

< 私立・株立学校>必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校 設置会社担当課(以下「都道府県等担当課」という。)に 事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応

(初期対応終了後の取組)

〇 詳細調査の実施

3. 調査の実施

≪基本調査≫

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

調査対象と調査の実施主体

【調査対象】死亡事故(死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき)

【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施

- 〇 基本調査の実施
 - ・関係する全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了)
 - ・事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
 - 関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - 学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の 保護者に実施

≪詳細調査への移行の判断≫

○ 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を 判断

私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言

- 〇 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア)教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ)被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

≪詳細調查≫

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

〇 調査の実施主体:

<公立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者 <国立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者

< 私立・株立学校>死亡事故等が発生した場合であって、学校法人や学校設置会社の 求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校に おける教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等

担当課

○ 調査委員会の設置:中立的な立場の外部専門家で構成

※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く

- 詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
 - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる (公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分 配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議)
 - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の 設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告:調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告

(学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供) 調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の 保護者に説明

○ 報告書の公表:調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 〇 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるととも に、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて)国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、 都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
 - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを 取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実 施するコーディネーターを派遣
 - (事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、 事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

6. 他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

- ○幼稚園及び認定こども園における事故
 - 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン (平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
 - ※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。
- ○児童生徒の自殺
 - 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版) (平成26年7月 文部科学省)
- ・いじめ防止基本方針(平成25年10月 文部科学省)※いじめが背景に疑われる場合 〇学校給食における食物アレルギー事故
 - ・学校給食における食物アレルギー対応指針 (平成27年3月 文部科学省)

(参考URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm)

「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等 重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から 3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査 への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を 設置して実施
- 動査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に 説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、 都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を 講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知
 - ※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができる コーディネーターを配置

② 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況について (平成27年度実績・一部抜粋)

国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園幼保連携型認定こども園(平成28年5月1日現在で設置されている学校)の平成28年3月末時点の対応状況である。

- ※「小学校等」とあるのは、特別支援学校の小学部、「中学校等」とあるのは、特別支援学校の中学部、「幼稚園等」とあるのは、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部を含む。
- ※ ()内は、前回調査 (平成25年度)の数値であり、数値が入っていない項目は今回から調査を 実施したものである。

【学校安全計画策定状況と内容の充実について】

1	学校安全計画を策定している学校の割合				96.	5 %	
		※参考	幼稚園	89.	2% (83.5%)	(94.	9 %)
			幼保連携型認定こども園	88.	9 %		
			小学校	99.	9% (99.8%)		
			中学校	98.	9% (98.5%)		
			高等学校	95.	6% (93. 7%)		
			中等教育学校	98.	0% (90.0%)		
			特別支援学校	99.	2% (99. 7%)		
	1	学校安全	全計画を策定してい	る学れ	交の内、同計画の中に、学校	98.	8 %
		の施設)	及び設備の安全点検	の内容	を盛り込んでいる学校の割合	(99.	0 %)
	2	学校安全	全計画を策定してい	る学れ	交の内、同計画の中に、安全	99.	2 %
		指導の	内容について盛り込	んでい	いる学校の割合	(99.	5%)

③ 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、職員 87.9%

(87.3%)

92.9%

の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合

じて、同計画の見直しを行った学校の割合

④ 学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応

⑤ 学校安全計画を策定している学校の内、校務分掌中における 99.1% 同計画を推進するための中核となる教職員を位置付けている (97.9%) 学校の割合(以下の表はその内訳)

校長	教頭· 副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導 主事	その他 の教諭	臨時講師	用務員	その他
34.5 %	50.9 %	14.6 %	17.5 %	28.9 %	59.5 %	1.3 %	2.6 %	3.6 %
(43.9 %)	(63.5 %)	(14.9 %)	(22.5 %)	(33.5 %)	(56.1 %)	(1.5 %)	(3.0 %)	(3.9 %)

- ⑥ 学校安全計画を策定している学校の内、同計画や安全教育等 77.9% の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合 (79.2%)
- 2 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合99.1%(98.1%)
 - ① 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の内、支障と 46.1% なる事項があった学校の割合 (48.5%)
- 3 通学・通園路の安全点検を実施した学校の割合 86.8% (85.0%)

※参考 通学・通園路の安全点検を実施した観点

	3分野	生活安全	災害安全	交通安全	
	いずれか	1/1 X E	八日女王	人型女王	
幼稚園	65.6 %	43.3 %	39.7 %	59.8 %	
· // IL III	(60.5 %)	(39.4 %)	(34.6 %)	(55.7 %)	
小学校	99.3 %	89.1 %	76.5 %	97.7 %	
1 1 1	(99.0 %)	(88.9 %)	(74.9 %)	(97.9 %)	
中学校	93.8 %	75.1 %	62.4 %	88.6 %	
1 1 1/4	(92.3 %)	(74.0 %)	(60.7 %)	(88.1 %)	

4 ○ 生活安全について指導している学校の割合 ※調査対象 幼稚園等を除く。 **99.6%** (99.7%)

指導している教育活動の時間

	教 科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会· 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校	46.0 %	25.5 %	79.3 %	17.6 %	84.9 %	11.9 %
1,1,1	(47.6 %)	(27.9 %)	(80.0 %)	(21.2 %)	(87.3 %)	(11.9 %)
中学校	37.9 %	33.0 %	55.3 %	22.2 %	80.3 %	13.7 %
1 1 10	(38.9 %)	(36.0 %)	(58.5 %)	(25.8 %)	(82.6 %)	(13.7 %)
高等学校	33.5 %	22.1 %	60.4 %	21.7 %	76.1 %	12.5 %
10/3/1/10	(35.6 %)	(24.6 %)	(63.1 %)	(22.9 %)	(75.0 %)	(13.9 %)
中等教育学校	45.1 %	39.2 %	54.9 %	37.3 %	80.4 %	13.7 %
1 440 1 10	(42.0 %)	(38.0 %)	(62.0 %)	(26.0 %)	(84.0 %)	(16.0 %)
特別支援学校	28.7 %	22.3 %	57.6 %	18.9 %	73.7 %	24.0 %
1141718118	(30.9 %)	(25.6 %)	(56.0 %)	(18.9 %)	(73.8 %)	(26.3 %)
計	41.5 %	27.1 %	69.2 %	19.5 %	82.0 %	12.9 %
31	(43.0 %)	(29.7 %)	(70.9 %)	(22.7 %)	(83.9 %)	(13.1 %)

○ 災害安全について指導している教育活動の時間 ※調査対象 幼稚園等を除く。 **99.7%** (99.8%)

指導している教育活動の時間

	教科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会· 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校	52.3 %	30.2 %	87.2 %	10.6 %	80.1 %	11.6 %
7.于仅	(51.9 %)	(30.0 %)	(87.8 %)	(12.4 %)	(83.1 %)	(11.4 %)
中学校	51.1 %	37.4 %	70.1 %	16.1 %	74.0 %	12.4 %
十 于 仅	(50.1 %)	(38.9 %)	(72.6 %)	(18.6 %)	(77.1 %)	(12.3 %)
高等学校	36.3 %	21.7 %	77.3 %	16.1 %	66.8 %	10.2 %
同子丁仅	(37.0 %)	(23.7 %)	(78.2 %)	(17.0 %)	(65.9 %)	(11.5 %)
中等教育学校	51.0 %	37.3 %	74.5 %	27.5 %	66.7 %	13.7 %
1 44% 1 1%	(44.0 %)	(40.0 %)	(78.0 %)	(22.0 %)	(72.0 %)	(12.0 %)
特別支援学校	29.0 %	23.6 %	77.8 %	13.5 %	68.2 %	22.4 %
144176711	(30.1 %)	(25.2 %)	(75.8 %)	(13.5 %)	(69.9 %)	(23.9 %)
計	49.1 %	30.8 %	80.7 %	13.1 %	76.2 %	12.0 %
	(48.7 %)	(31.5 %)	(81.9 %)	(14.8 %)	(78.7 %)	(12.1 %)

○ 交通安全について指導している教育活動の時間 ※調査対象 幼稚園等を除く。 **99.6%** (99.6%)

指導している教育活動の時間

	教 科	総合的な 学習の時間	学校行事	児童会 · 生徒会活動等	学級活動	その他
小学校	45.7 %	24.5 %	85.0 %	16.4 %	85.0 %	13.1 %
1,1,1	(46.6 %)	(27.1 %)	(86.9 %)	(19.0 %)	(87.3 %)	(12.7 %)
中学校	33.2 %	31.3 %	57.0 %	27.4 %	80.5 %	16.8 %
1 1 1/2	(33.9 %)	(35.2 %)	(59.8 %)	(29.6 %)	(82.4 %)	(16.3 %)
高等学校	33.1 %	20.3 %	64.9 %	27.0 %	74.7 %	16.2 %
10/3/1/10	(34.9 %)	(22.6 %)	(67.9 %)	(27.0 %)	(72.6 %)	(17.6 %)
中等教育学校	41.2 %	27.5 %	60.8 %	33.3 %	88.2 %	19.6 %
1 447 6 1 17	(44.0 %)	(32.0 %)	(62.0 %)	(38.0 %)	(86.0 %)	(22.0 %)
特別支援学校	26.9 %	24.4 %	57.1 %	18.3 %	71.9 %	28.1 %
11/11/1/1/1/	(29.8 %)	(26.4 %)	(58.8 %)	(17.3 %)	(71.2 %)	(28.0 %)
함	39.8 %	25.8 %	73.5 %	21.1 %	81.9 %	15.0 %
	(40.9 %)	(28.7 %)	(75.9 %)	(23.1 %)	(83.5 %)	(14.8 %)

【危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成状況について】

5 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成している **97.2%** 学校の割合 (95.5%)

※参考 幼稚園

89.9% (84.7%)

99.7% (99.3%)

幼保連携型認定こども園 94.1%

特別支援学校

 小学校
 99.9%(99.7%)

 中学校
 99.4%(98.9%)

 高等学校
 97.7%(96.3%)

 中等教育学校
 98.0%(96.0%)

① 危機管理マニュアルを作成している学校の内、同マニュアル に盛り込んでいる3領域の割合

生活安全92.8%(92.5%)災害安全97.3%(97.3%)交通安全68.3%(68.5%)

② 危機管理マニュアルを作成している学校の内、同マニュアル 90.9% に、事件事故災害発生後における児童生徒等とその家族への (89.4%) 対応方策や事実経過の確認方法等について盛り込んでいる学 校の割合

③ 危機管理マニュアルを作成している学校の内、定期的又は必 90.5% 要に応じて、同マニュアルの見直しを行った学校の割合 ④ 危機管理マニュアルを作成している学校の内、同マニュアル 47.5% を保護者に周知している学校の割合 (46.7%)UPZ内(緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概 4.7% ね30km)に所在する学校の割合 (4.9%)① UPZ内に所在する学校の内、原子力災害被害を想定した危 78.6% 機管理マニュアルを作成している学校の割合 (66.9%)② UPZ内に所在する学校の内、原子力災害被害を想定した避 55.7% (31.9%)難訓練を実施している学校の割合 【地域の関係機関との連携について】 児童生徒等の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・ 87.3% 7 団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催する (85.3%)等の連携を図っている学校の割合 ○ 「地域学校安全委員会」を設置し、情報交換を行っている学 43.5% 校の割合 ○ 学校警察連絡協議会の場を活用した学校安全における連携体 51.5% 制を整備している学校の割合 (63.3%)○ 防災に関する連携会議等を設置している学校の割合 25.1% ○ 通学路の安全確保に関する連絡協議会(推進体制)に参加し 34.8% ている学校の割合 ○ 学校運営協議会を設置し (コミュニティ・スクール)、その 17.4% 場において学校安全に関する協議を行っている学校の割合 ○ 学校支援地域本部を実施し、その中で子供の安全確保に関す 9.4% る取組を行っている学校の割合

【学校の安全管理の取組状況について】

8 学校内外において、地域のボランティア等による巡回・警備が **66.1%** 行われている学校の割合 (69.8%)

9 学校敷地内への不審者侵入防止のための対応(門の施錠、防犯 96.9% カメラの設置等)や校舎内への不審者侵入防止のための対応(来 (96.7%) 校者にリボンや名札等を着用させる等)をとっている学校の割合

10 学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応(教職員等に 97.9% よる敷地内の巡回等)や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に (97.5%) 備えた対応(通報システムの整備等)をとっている学校の割合

11 非常時の安全に関わる設備や備品を備えている学校の割合 99.6% (99.3%)

○ 防犯監視システムを設置している学校の割合

防犯カメラ	センサー	インターホン	認証装置	その他
47.7 %	38.9 %	62.7 %	4.8 %	10.6 %
(41.5 %)	(38.0 %)	(60.7 %)	(5.4 %)	(11.9 %)

○ 通報システムを設置している学校の割合

校内緊急	警察との	警備会社との	防犯ベル・	携带型	その他
通話システム	連絡システム	連絡システム	防犯ブザー	押しボタン	
37.6 %	35.4 %	73.1 %	47.3 %	5.6 %	4.7 %
(39.6 %)	(35.5 %)	(70.6 %)	(48.9 %)	(8.6 %)	(5.1 %)

○ 安全を守るための器具を設置している学校の割合

さすまた	盾	催涙スプレー	ネット	杖	笛付の名札	その他
85.3 %	4.7 %	16.4 %	10.4 %	8.0 %	16.7 %	9.1 %
(83.8 %)	(5.1 %)	(17.5 %)	(10.5 %)	(9.6 %)		(10.7 %)

12 学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防 63.5% 災担当部局、地域住民との間にあらかじめ連携する体制が図ら (61.6%) れている学校の割合

※調査対象 避難所に指定されていない学校も含む。

13 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との 82.0% 間で手順やルールを決めている学校の割合 (79.4%)

14 緊急地震速報受信システムを設置又は平成28年度内に設置を 47.0% 予定している学校の割合 (40.6%)

- 15 学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専 33.1% 門家や学校教育の専門家(退職した校長等)との連携を図るな (31.3%) ど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合
- 16 自動体外式除細動器(AED)を設置又は平成28年度内に設 93.9% 置を予定している学校の割合 (92.2%)
 - ① 自動体外式除細動器 (AED) を設置している学校の内、設 20.6% 置台数が2台以上の学校の割合
 - ② 自動体外式除細動器 (AED) の設置個所について

保健室	職員室	事務室	体育館	校庭	玄関	その他
13.9 %	30.0 %	5.8 %	24.2 %	2.0 %	36.9 %	13.8 %

- ③ 自動体外式除細動器(AED)を設置している学校の内、日 98.3% 常的に点検している学校の割合 (98.5%)
- 17 全ての教職員を対象とした、自動体外式除細動器(AED)の 70.9% 使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合 (68.3%)

【教職員への研修について】

18 教職員への研修(「学校安全教室推進事業」以外の単独事業) 88.1% を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合 (82.1%)

第2次学校安全の推進に関する計画の策定までの経過

平成 28 年 4 月 18 日 中央教育審議会総会 (第 106 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問)

平成 28 年 5 月 26 日 中央教育審議会初等中等教育分科会 (第 105 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

平成 28 年 6 月 13 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会 (第 1 回)

- 〇部会長の選任等
- ○学校安全部会の運営等
- 〇自由討議

平成 28 年 7 月 25 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会 (第 2 回)

- 〇近年の子供の犯罪被害の状況及び被害防止のための効果的な取組について
- ○東日本大震災後の取組の現状と課題について (ヒアリング)

平成 28 年 8 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会(第3回)

- ○学校安全の取組を推進するための学校・家庭・地域の効果的な連携の在り方について
- ○通学路安全に関する効果的な取組について(ヒアリング)
- ○熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について

平成 28 年 9 月 29 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会 (第 4 回)

- ○学習指導要領改訂の議論を受けた安全教育推進のための具体的方策について
- ○防災教育の効果的な取組について(ヒアリング)

平成 28 年 10 月 17 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会(第 5 回)

- 〇安全教育·安全管理を適切に行うために必要な組織体制の在り方と教員が身に付ける べき資質・能力について(ヒアリング)
- 〇特別支援学校における安全教育・安全管理の充実方策について

平成 28 年 11 月 9 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会(第 6 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定に向けたこれまでの審議経過について

平成 28 年 11 月 14 日 中央教育審議会初等中等教育分科会(第 107 回)

〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定に向けたこれまでの審議経過について

平成 28 年 12 月 14 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会(第 7 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申(素案))

平成 28 年 12 月 16 日 中央教育審議会初等中等教育分科会(第 108 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申(素案))

平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会総会 (第 109 回)

〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定について (答申 (素案))

平成 29 年 1 月 18 日 中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会 (第 8 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申(案))

平成 29 年 1 月 27 日 中央教育審議会初等中等教育分科会 (第 109 回)

〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申(案))

平成 29 年 2 月 3 日 中央教育審議会総会 (第 110 回)

○第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)

平成29年3月24日 第2次学校安全の推進に関する計画 閣議決定

2 8 文 科 初 第 4 8 号

中央教育審議会

次に掲げる事項について, 別紙理由を添えて諮問します。

第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

平成28年4月18日

文 部 科 学 大 臣 馳 浩

(理由)

第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が 安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送 ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなり ません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また,児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず,その生涯にわたり,安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における安全に係る取組は、次世代の安全文化の構築につながる教育活動であり、自他の生命を尊重し、安全を最優先する気風が育つ取組が全ての学校で行われることが重要です。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理等に関して必要な事項を定めた「学校保健安全法」に基づき、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定しています。

現行計画は、平成24年度から28年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果,防災教育の重要性の認識が高まり,先進的な取組が進められた地域や学校がある一方,いまだ十分とは言えない地域や学校もみられます。また,現行計画策定以降,安全に関する新たな課題も生じており,策定から5年が経過するにあたり,これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。特に、甚大な被害をもたらした東日本大震災から5年が経過し、時間の経過とともに震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されています。また、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等に対して、児童生徒等の命を守るための対策が喫緊の課題とされています。その際、災害時に学校が避難所になった場合の学校や教職員と関係機関・団体や地域の人々との役割分担・連

携等については、 日頃から共通理解が形成されていることが大切であると考えられます。

さらに、依然として、児童生徒等が学校における活動中や登下校中に事件・事故に 巻き込まれる事案も毎年のように発生しており、家庭や地域、関係機関と連携した対 策を着実に実行することが求められています。加えて、スマートフォンやSNSの普 及による児童生徒等を取り巻く安全に関する環境の変化や学校を標的とした新たな危 機事象も懸念されており、現行計画策定後のこうした状況を踏まえた新たな視点から の取組も必要になっています。

これら全体にわたり、日常的に地域学校協働本部の整備などを通じて学校と地域との連携を深めることは、学校安全の推進にもつながると期待されます。

第二に、安全教育について、これまでの中央教育審議会における議論の蓄積等を踏まえた次期計画への位置づけ方について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全のみならず、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域を網羅した安全教育を効果的に行うことが引き続き求められています。

また、現在、平成26年11月20日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、学習指導要領改訂に向けた審議が中央教育審議会において進められており、安全教育について、同諮問を受けた形で議論されています。その中では、児童生徒等が、自らの命を守り抜くために必要な資質・能力を身に付けることや、各学校において安全に関して教科横断的な視点を踏まえて教育課程を編成し、学校内外の様々な人的・物的資源等を効果的に組み合わせて教育活動を行い、その状況を評価し、改善を図っていくカリキュラム・マネジメントの実現の重要性が指摘されており、こうした議論を踏まえた安全教育のあり方についての検討が必要となっています。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要な組織体制のあり方とともに、 教員養成段階で身に付けるべきことや教員研修のあり方について御検討をお願いしま す。自然災害や事件・事故災害が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全 ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。また、児童生徒等に対 する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、 指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に,今後の学校安全の推進施策について,基本的方針及び諸方策の 御審議をお願いします。

中 教 審 第 1 9 9 号 平成 2 9 年 2 月 3 日

文部科学大臣 松野博一殿

中央教育審議会 会長 北山禎介

第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)

本審議会は、平成28年4月18日に文部科学大臣から「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問を受け、審議を進めてまいりました。

このたび,次のとおり結論を得ましたので,答申します。

第8期中央教育審議会委員

平成27年2月15日発令 (50音順)

会 長 北山 禎介 三井住友銀行取締役会長

副会長 小川 正人 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授

副会長 河田 悌一 日本私立学校振興・共済事業団理事長

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学

名誉教授

生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アト゛ハ゛イス・ネットワーク理事長、一般

社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事

尾上 浩一 公益社団法人日本PTA全国協議会前会長·特任業務執行理

事

小原 芳明 玉川大学長

帯野久美子株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育委員会

委員

亀山 郁夫 名古屋外国語大学長

菊川 律子 放送大学特任教授(福岡学習センター所長)、九州電力

株式会社社外取締役

五神 真 東京大学総長

小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長

櫻井よしこ 公益財団法人国家基本問題研究所理事長

志賀 俊之 日産自動車株式会社取締役副会長

篠原 文也 政治解説者、ジャーナリスト

竹宮 惠子 京都精華大学学長、漫画家

田中 庸惠 千葉県市川市教育委員会教育長

田邉 陽子 日本大学法学部准教授

永田 恭介 筑波大学長

中根 滋 学校法人東京理科大学前理事長、UWiN株式会社代表取締役

兼CEO

成田真由美 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

理事

林 文子 横浜市長

坂東眞理子 学校法人昭和女子大学理事長

日比谷潤子 国際基督教大学学長

福田 純子 練馬区立光が丘春の風小学校校長

牧野 正幸 株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者

無藤隆白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

山田 啓二 京都府知事

米田 進 秋田県教育委員会教育長

(29名)

第8期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

(計36名、50音順・敬称略) ◎:分科会長 ○:分科会長代理

(委 員)

尾

上

Ш 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授 ()() 正 人

公益社団法人日本PTA全国協議会前会長・特任業務執行理事

明 小 原 芳 玉川大学長

浩

帯 野 久美子 株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役、大阪市教育

委員会委員

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 淑 恵 小 室

政治解説者、ジャーナリスト 篠 原 文 也 庸 惠 千葉県市川市教育委員会教育長 田 中

成 真由美 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組 田

織委員会理事

侭 入 佐和子 お茶の水女子大学前学長、国立研究開発法人理化学研究所理

林 文 横浜市長 子

純 子 福 田 練馬区立光が丘春の風小学校校長

〇 無 藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

米 淮 秋田県教育委員会教育長 \mathbf{H}

(臨時委員)

天荒 千葉大学教育学部教授 笠 茂

大谷大学文学部教授、国立高等専門学校機構監事、京都市教 瀬 克 己

育委員会指導部顧問

壽 お茶の水女子大学特任教授 安 藤 子

市 東京大学大学院教育学研究科教授 |||伸

兵庫教育大学学長 也 加治佐 哲

梶 叡 奈良学園大学長、聖ウルスラ学院理事長 田

子 貞 広 斎 千葉大学教育学部教授 銭 谷 眞 美 東京国立博物館長

髙 出 信 也 独立行政法人教員研修センター理事長

角 浩 リクルート進学総研リクルート「キャリアガイダンス」編集 田

顧問

鶴 子 羽 佳 北海道教育委員会委員、株式会社ボウス専務取締役

男 中 島 幸 福岡県芦屋町教育委員会教育長

船 橋 力 株式会社ウィル・シード顧問、独立行政法人日本学生支援機

構グローバル人材育成部部長

雅 学校法人みなと幼稚園理事長、園長 北 條 泰

田 東北大学大学院情報科学研究科教授 堀 龍 批

堀 竹 充 新宿区立早稲田小学校前校長 松 敬 明 十文字学園女子大学教授 出

水 雅 東京大学医学部発達医科学教授

宮 東京都立西高等学校長 本 批

森 洋 大阪市立大学名誉教授、鳴門教育大学特任教授 \blacksquare 司

吉 晋 学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長 田

若 株式会社キャリアリンク代表取締役 江 眞 紀

東京学芸大学教育学部教授 渡 邉 正

第8期中央教育審議会初等中等教育分科会 学校安全部会委員

(計19名、50音順・敬称略)

◎: 部会長 ○: 副部会長

五十嵐 俊 子 日野市立平山小学校長

今 村 文 彦 東北大学災害科学国際研究所長

遠 藤 貞 悟 宮城県教育庁スポーツ健康課指導主事

小 川 和 久 東北工業大学教職課程センター教授

桶 田 ゆかり 文京区立第一幼稚園長

尾 上 浩 一 公益社団法人日本PTA全国協議会顧問

◎ 小 原 芳 明 玉川大学長

国 崎 信 江 危機管理教育研究所代表

佐々木 貴 子 北海道教育大学札幌校教授・附属札幌中学校長

清 水 哲 雄 学校法人鷗友学園理事長

東京私立中学高等学校協会副会長

太 古 千惠美 兵庫県立舞子高等学校長

田 村 圭 子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授

戸 田 芳 雄 東京女子体育大学教授

中 川 和 之 時事通信社解説委員

野 津 有 司 筑波大学教授・附属中学校長

藤 田 大 輔 大阪教育大学教授・学校危機メンタルサポートセンター長

村 上 洋 子 大船渡市立日頃市中学校長

安 武 正太郎 東京都立墨田特別支援学校前副校長

東京都教育庁障害者雇用支援員

○ 渡 邉 正 樹 東京学芸大学教育学部教授

学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第五十六号) ※学校安全関係条文抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号)第一条に規定する学校をいう。
- 2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に 係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安 全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を 講ずるものとする。
- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校 安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設 及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活 における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項につ いて計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を 図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るため に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設 置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

- 第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び 手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成 するものとする。
- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等 発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。
- ※参考 第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。